

平成18年 3 月13日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教	育	小野原		利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員		植	松	治	彦

平成18年 3 月13日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 2 議案第 1 号 平成18年度鹿島市一般会計予算について
議案第 2 号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について
議案第 3 号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について
議案第 4 号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について
議案第 5 号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について
議案第 6 号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算について
議案第 7 号 平成18年度鹿島市水道事業会計予算について
（大綱質疑、各所管常任委員会付託）
- 日程第 3 請願上程
請願第 3 号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書
（総務委員会付託）
-

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中議会事務局長。

○議会事務局（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案 1 件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付しております議案書（その 2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第 1．議案の追加上程であります。

議案第27号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、一部事務組合の規約変更 1 件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

議案第27号 鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約について申し上げます。

これは、鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約の施行期日等の変更をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

日程第 2 議案第 1 号～議案第 7 号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 2．議案第 1 号 平成18年度鹿島市一般会計予算について、議案第 2 号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第 3 号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第 4 号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第 5 号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について、議案第 6 号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第 7 号 平成18年度鹿島市水道事業会計予算についての 7 議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。

まず、議案第 1 号について、藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第 1 号 平成18年度鹿島市一般会計予算について御説明を申し上げます。

まず最初に、別冊の平成18年度一般会計当初予算の予算参考資料をごらんください。

1 ページをお願いいたします。

ここには平成18年度の予算編成に当たっての基本的な考え方を掲げております。

初めに、国の状況であります。我が国の経済情勢は、企業部門の好調さが家計部門へと波及し、世界経済が着実に回復する中、地域によってばらつきは見られるものの、民間需要中心の緩やかな回復が続いていくとされております。

この状況の中、国の18年度予算は、小さくて効率的な政府の実現に向け、これまでの歳出改革路線を堅持・強化するものとされ、三位一体改革や総人件費改革などの歳出改革を推進することにより、歳出水準を前年度よりも減額するとされております。

一方、地方財政につきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増などにより、依然として大幅な財源不足が生じる見込みであります。このため、地方財政計画の歳出に

については、国の歳出予算と歩を一にして定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制、地方単独事業費の抑制を図り、財源不足額の圧縮を図ることを基本として地方財政対策が講じられております。

次に、右側の鹿島市の予算編成方針について御説明いたします。

鹿島市の新年度の予算編成に当たりましては、基本的には第4次鹿島市総合計画の方向に沿った市勢発展を理念とし、実施計画と中期財政計画、これに地方財政計画を踏まえて予算編成を行っております。

また、今年度からは現行の行政サービスを維持する財源を生み出す方策としての新たな財政改革大綱、いわゆる財政基盤強化計画の着実な実行を念頭に置きながら予算編成をいたしております。

今後の財政運営方針につきましては、三位一体改革による地方交付税の削減により、厳しい財政運営を強いられている中、幸い当市は、財政調整基金を平成12年度以降は取り崩しておりませんで、基金全体でも一定の現在高を維持し、今後ますます厳しさが予想される財政運営に備えておるところでございます。

それとあわせて、財政基盤強化計画を着実に実施することにより、市民に過重な負担を求めることなく、可能な限り現在の行政サービス水準を維持向上させていきたいと考えております。

そのほか、18年度は市長の改選期に当たるところから、骨格予算での編成といたしておるところでございます。

それでは、議案書別冊の平成18年度鹿島市予算書、鹿島市予算に関する説明書で御説明をいたします。

予算書の1ページをごらんください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,026,253千円といたしております。これは、17年度当初予算と比較して骨格での予算編成のため8.8%の減となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、3ページから13ページまでの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の事項、期間及び限度額は、14ページの第2表 債務負担行為のとおりでございます。

第3条、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、15ページの第3表 地方債のとおりでございます。

第4条、一時借入金の限度額は15億円といたしております。

2ページをごらんください。

第5条、歳出予算の各項を超える流用につきまして、人件費に係る部分の流用範囲を定め

ております。

3 ページから13ページまでの説明は省略いたします。

14ページをごらんください。

第2表 債務負担行為につきましては、年度をまたがって契約する庁用車や事務機器等の賃借料を負担する設定をいたしております。小・中学校の情報教育機器の更新にかかわるものが、主なものでございます。

15ページの第3表 地方債につきましては、投資事業などの2事業に減税補てん債、臨時財政対策債を加え 444,500千円といたしております。これは前年度当初と比較して33%の減となっておりますが、今年度当初予算につきましては、骨格予算での編成といたしたことによる減でございます。ちなみに、これらすべての起債の元利償還金に対し、後年度普通交付税に措置される算入率は約94%を見込んでおります。

それでは、予算の内容につきまして、47ページ以降の平成18年度鹿島市一般会計予算に関する説明書により御説明いたします。

51ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1目．個人では、全国的には景気は回復基調にあるとされているものの、市内においてはまだまだ景気回復とまでは至っておらず、給与所得を初めとして所得全体の伸びはマイナスと見込んでおります。しかし、地方税法改正により、定率減税が縮小されたこと、老年者控除の廃止など、各種所得控除額の見直しなどがあったことから、前年度比較78,000千円増の 744,000千円といたしております。

2目．法人につきましては、市内企業の業績向上を見込み、前年度比較10,000千円増の 247,300千円といたしております。

52ページをごらんください。

1目．固定資産税は、3年に1度の評価がえの年となっております、土地につきましては、前年度とほぼ同額、償却資産につきましては施設整備費の増などから、こちらは増額を見込んでおりますが、家屋につきましては、在来家屋の減価により大きな減額となっております。全体で前年度比較83,000千円減の 1,367,000千円といたしております。

2目．国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、実績を勘案し、前年度とほぼ同額で計上をいたしております。

53ページの軽自動車税は、乗用自家用タイプの販売台数が堅調でありまして、これを勘案し、増額いたしております。

54ページをごらんください。

市たばこ税につきましては、販売本数の減少傾向が顕著でありまして、それらを勘案し、前年度比較 5,000千円の減といたしております。

55ページの入湯税は、前年度同額で計上いたしております。

56ページをごらんください。

所得譲与税は、三位一体の改革による国庫補助負担金の恒久的一般財源化に対応して本格的な税源移譲までの暫定措置として創設されたもので、人口を基準に譲与されるものですが、今年度については、児童手当、児童扶養手当などが対象となっておりまして、前年度比較110,000千円増と見込んでおります。

57ページの自動車重量譲与税は、地方財政計画と収入実績等を勘案し、前年度同額で計上いたしております。

58ページをごらんください。

地方道路譲与税につきましては、歳入実績と地方財政計画を考慮し、こちらは前年度比較3,000千円の増といたしております。

59ページの利子割交付金につきましては、低金利の状況を考慮し、前年同額で計上いたしております。

60ページをごらんください。

配当割交付金は、平成16年度に地方税法改正により創設されたもので、今までの収入実績等を勘案し、前年度同額の1,000千円といたしております。

61ページの株式等譲渡所得割交付金につきましても、平成16年度に創設されたもので、こちらも収入実績から2,000千円といたしております。

62ページをごらんください。

地方消費税交付金は、個人消費が堅調に推移しており、その収入実績と地方財政計画を考慮し、前年度より20,000千円増額いたしております。

63ページの自動車取得税交付金は、歳入実績と地方財政計画を考慮し、こちらも前年度より10,000千円増額いたしております。

64ページをごらんください。

地方特例交付金は、恒久的な減税による地方税の減収を補てんするもので、定率減税が縮小されたことにより、前年度より47,000千円減の33,000千円といたしております。

65ページの地方交付税につきましては、市税と並ぶ主要一般財源で、しかも、それに占める割合が最大のものでございますので、このうちの普通交付税の算定に当たっては過大、あるいは過少な見積もりとならないよう例年細心の注意を払いながら積算いたしております。

恐れ入りますが、もう一度別冊の予算参考資料をごらんいただきますでしょうか。

予算参考資料の2ページをお願いいたします。

この表は、左側に平成18年度の地方財政計画の概要を、右側に鹿島市の予算概要を対比させております。

まず、左側の1の財政規模でございますが、地方財政計画の歳出につきましては、類似の経済財政運営に関する基本方針、それと総人件費改革基本方針等の趣旨にのっとり給与関係

経費の抑制や投資単独事業の削減などにより、前年度比 0.7%の減、児童手当の拡充分を除くと 1.3%の減となって、5年連続でのマイナス計上となっております。

次に、3の地方交付税等をごらんください。

まず、地方交付税ですが、法定5税分につきましては、景気の回復基調により 4.6%増加いたしておりますが、それでも地方に配る額には不足するため、一般会計からの特例加算や特別会計の借入金及び前年度からの繰越金などで補てんし、いわゆる出口ベースでの地方交付税は15兆 9,073億円、前年度比 5.9%の減となっております。減となった要因は、地方税収の回復による収入の増や給与関係経費の削減などによる歳出の減により、通常収支不足額が前年度より2兆 5,000億円、22.3%減少したことによるものでございます。同様の理由から、臨時財政対策債につきましても 9.8%の減、交付税と臨時財政対策債の合計額で 6.5%のマイナスとなっております。

次に、右側の3の欄をごらんください。

これらの国の内容を踏まえながら鹿島市の18年度の普通交付税の算出に当たりましては、例年どおり積み上げ計算が可能なものについては積み上げて算出し、それ以外のものについては地方財政計画に基づき算定いたしております。

その結果、基準財政需要額で17年度決定実績対比 0.5%の減、基準財政収入額で当比3%の増を見込み、3の地方交付税等の一番下の欄になりますが、普通交付税決算見込みとして 3,325,000千円程度と推計いたしております。これは17年度決定実績対比 2.5%の減となります。これから推計誤差と肉づけ予算の補正財源を見込んで 456,000千円を留保し、2,869,000千円で当初予算計上いたしております。

また、特別交付税につきましては、前年度同額の6億円、臨時財政対策債は前年度比6.7%減の 336,000千円で計上いたしております。

なお、3ページ以降に歳入歳出予算状況や前年比較表などを、13ページからは投資的事业一覧表を掲げております。

また、19ページ以降に今年度初めての試みといたしまして、わかりやすい予算の説明を念頭に、一般会計当初予算の特徴的な事業の概要についての説明資料を計上いたしております。説明は省略いたしますが、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

それではまた、予算に関する説明書の66ページにお戻りください。

交通安全対策特別交付金は、前年同額で計上をいたしております。

67ページの1目の農林水産業費分担金は、説明欄の土地改良施設の改修や圃場整備事業などの各種事業の受益者の分担金でございます。

68ページをごらんください。

1目の民生費負担金から4目の教育費負担金まで、いずれも説明欄の措置費、運営費などについての利用者本人、扶養義務者、保護者、あるいは他市町からの負担金などを計上いた

しております。前年比較では、1目．民生費負担金、3節．児童福祉費負担金の保育所運営費保護者負担金が増となっております。

69ページの1目の総務使用料から6目の教育使用料まで、いずれも説明欄の各種施設の使用料を計上いたしております。前年比較では、5目．土木使用料が減、6目．教育使用料が増となっておりますが、北公園テニスコート使用料や中川公園夜間照明使用料などにつきましての目の組み替えによる増減でございます。

71ページをごらんください。

1目．総務手数料は、市民課、税務課窓口の証明手数料などを中心に計上いたしております。

2目．衛生手数料は、主にゴミ収集手数料で、全体としてほぼ前年並みを計上いたしております。

3目．農林水産手数料は、メジロなどの保護鳥獣を飼育するための登録手数料でございます。

4目．土木手数料と5目．消防手数料は、説明欄の手数料を前年度同額で計上いたしております。

73ページをごらんください。

73ページの13款．国庫支出金、1項．国庫負担金から80ページの14款．県支出金、3項．委託金までにつきましては、説明欄に記載いたしておりますように、歳出における事務事業に対する国、県の負担金、補助金、委託金で、歳出予算に伴い算定した額を計上いたしております。国庫支出金につきましては、三位一体改革により、県支出金につきましては、骨格予算の関係などから減額計上となっております。

81ページをごらんください。

1目の財産貸付収入は、普通財産の土地建物の貸付収入で、2目．利子及び配当金は、基金の利子が主なものでございまして、前年とほぼ同額といたしております。

83ページをごらんください。

2目の農林水産業費寄附金は、音成地区の圃場整備に伴う土地改良連合会事業賦課金でございます。

84ページをごらんください。

基金繰入金のうち、財政調整基金からの繰入金では、当初予算段階での財源不足により3億円を取り崩すことといたしております。この財源不足は、歳入で普通交付税の落ち込みや住民税減税の縮小による地方特例交付金の減など、歳出では退職金の増や福祉関連予算の増が、主なものとして上げられますが、さらに当初予算の段階では、歳入はどうしてもかた目にしか見れないこと。歳出では最大限を見込まざるを得ないといったこととも相まっております。この財源不足につきましては、中期財政計画でもある程度は織り込んでいたことで

ありますが、今後1年間の予算を執行する中で歳入における所定額の増額確保と歳出における削減の努力をすることにより、できるだけ圧縮していきたいと考えております。このほか、減債基金などの繰入金につきましては、それぞれの基金の目的に応じて計画額を取り崩すものでございます。

85ページの1目の水道事業会計繰入金と3目の国民健康保険会計繰入金は、電算関係事務処理相当額について、それぞれの会計から繰り入れるものでございます。

87ページをごらんください。

延滞金は、市税の延滞金が主なものでございまして、前年度同額を計上いたしております。

88ページをごらんください。

市預金利子は、一般会計歳計現金などの普通預金利子でございます。

89ページの1目、総務費貸付金元利収入から4目、商工費貸付金元利収入まで、地域総合整備資金貸付金と各種預託金の元利収入でございます。

90ページをごらんください。

1目の総務費受託事業収入は、説明欄の北鹿島土地改良区総代選挙受託収入で、2目の民生費受託事業収入は、介護保険法の改正に伴い、新予防給付事業及び介護予防事業については市が設置する包括支援センターが行うこととされたため、介護保険事業所からの受託事業収入を新たに計上いたしております。

3目の農林水産業費受託事業収入は、説明欄の農業者年金などの受託事業収入でございます。

91ページの1目、滞納処分費から6目の雑入までは、説明欄に掲げております事務事業に係る収入でございます。

このうち、6目、雑入の4節、雑入で財政基盤強化計画に基づき、職員の駐車場使用料を増額するとともに、市の財源増を図るためのアイデア検討委員会からの提言を受けて「広報かしま」広告掲載収入とマイクロバス広告料収入を新規に計上いたしております。

6目、雑入での前年度比較増は、92ページになります説明欄の真ん中あたりになりますが、介護報酬から支弁されます地域包括支援センター事業収入の計上と、93ページの、これも真ん中あたりになりますが、遺跡発掘委託金の新規計上によるものでございます。

94ページをごらんください。

1目の土木債は、辺地対策で行う市道中川内～広平線と道整備交付金事業で実施する市道浅浦～仏谷線ほか2線の道路改良事業に伴うもので、2目の住民税等減税補てん債は、恒久的な減税に伴う減収額を補てんするため発行するものでございます。

3目の臨時財政対策債につきましては、地方財政計画上の通常収支不足額を補てんする制度で、地方財政計画で比較的大きな減とされたところから6.7%の減額を見込んでおります。市債全体としては、骨格予算といたしたところから33%の減となっております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

95ページをごらんください。

議会費は、議会の運営に要する経費でございます。予算編成方針に基づき市長部局と同一歩調による削減をお願いし、9節、旅費や11節、需用費、13節、委託料を中心に目標の3%を超える削減の努力をしていただいております。

97ページをごらんください。

1目、一般管理費は、各種委員と嘱託員の報酬、特別職と職員35名の人件費及び全庁的に使用する経費を計上いたしております。このうち、1節、報酬では行財政改革大綱に基づき、嘱託職員を除く各種委員報酬を2%削減いたしておりますが、嘱託員報酬につきましては、納税組合制度の廃止に伴い文書送達手当分を増額して計上いたしております。

目全体で前年度比較の大きな増は、3節、職員手当等で退職予定者が増加したことが主なものでございます。

98ページをごらんください。

2目、文書広報費は、市報等の発行経費でございます。こちらも財政基盤強化計画に基づき、18年度から市民の利便性をできるだけ確保する手だてを講じながら市報の発行を月2回から月1回にすることといたしております。

99ページの3目、財政管理費は、予算書、決算書等の印刷経費が主なものでございます。

4目、財産管理費は、市有財産を管理する経費で保険料や市有林管理経費などでございます。前年比較の減は、次のページになりますが、25節、積立金で下水道分の減債基金積立金が県の補助要綱の見直しにより、1年おくれでの交付となったことによるものでございます。

100ページをごらんください。

5目、会計管理費は、会計事務に要する経費で、今年度から個人市民税などにつきましてコンビニ収納を実施する関係で、12節、役務費で収納手数料を増額いたしております。

6目、庁舎管理費は、庁舎の維持管理経費として光熱水費、清掃などの経費を計上いたしております。光熱水費や各種委託料など、全体の経費につきましてかなりの節減努力をいたしておりますが、灯油単価の増などによりまして思ったようには減額できていないのが現状でございます。

101ページの7目、企画費は、11節、需用費で第4次総合計画の基本計画書作成経費を計上いたしております。対前年比較減は、一部事業を骨格予算の取り扱いとしたことによるものでございます。

8目、市民会館費は、人件費を含む管理運営経費で、次のページの15節、工事請負費では市民会館ホールの壁面の改修費を計上いたしております。

102ページの9目、交通対策費は、交通安全対策に要する経費で交通安全指導員の報酬などでございます。

103ページの10目．職員研修費は、職員の研修に要する経費で公務員倫理研修を含む経費を計上いたしております。

11目．地域振興費は、地域活性化や国際化の推進などに要する経費で、対前年比較減は次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金でふるさとづくり交付金事業などを骨格予算の取り扱いといたしたことによるものでございます。

104ページの12目．情報システム管理費は、庁内事務機器の管理運用に要する経費で、目全体での前年度比較減は、戸籍の電算化事業費の終了によるものでございます。

106ページをごらんください。

1目．税務総務費は、職員16名の人件費と一般経費を計上いたしております。目全体で前年比較の減は、職員人件費の減によるものでございます。

2目．賦課徴収費は、市税の課税と納税報奨金など徴収に要する経費でございます。納税組合制度につきましては、17年度限りで廃止することといたしております。

108ページをごらんください。

戸籍住民基本台帳費は、職員10名の人件費と戸籍や住民基本台帳に関する事務に要する経費でございます。

109ページの1目．選挙管理委員会費は、委員報酬、職員の人件費を含む一般経費で、

2目．選挙啓発費は、明るい選挙など選挙啓発に要する経費でございます。

3目．鹿島市長選挙費から 112ページの7目．鹿島市議会議員選挙費までにつきましては、いずれも任期満了に伴う選挙に要する経費を計上いたしております。

113ページをごらんください。

1目．統計調査総務費は、職員の人件費を含む一般経費でございます。

2目．諸統計費は、説明欄の各種統計調査に要する経費で、国勢調査事務の終了により前年度対比で大きな減となっております。

115ページをごらんください。

監査委員費は、監査事務に要する経費で、委員報酬、職員人件費、研修旅費のほか、一般経費でございます。

116ページをごらんください。

1目．社会福祉総務費は、社会福祉事務事業に要する経費として職員7名の人件費や、13節．委託料で民生委員調査活動委託金のほか、19節．負担金補助及び交付金では説明欄の社会福祉協議会運営費補助金を初めとする助成経費を計上いたしております。前年比較の減は、次のページの28節．繰出金で、国民健康保険特別会計への繰出金が減となったことによるものでございます。

117ページの2目．障害者福祉費と118ページの3目．障害者支援費につきましては、施設や在宅の障害者の福祉の向上に要する経費で、前年度までの身体障害者福祉費と知的障害者

福祉費を障害者自立支援法の改正による補助事業の中身にあわせ組み替えを行ったものでございます。

119ページをごらんください。

4 目．国民年金事務費は、職員の人件費、一般経費など年金事務に要する経費でございます。

120ページをごらんください。

5 目．同和対策費は、職員の人件費を含め差別の解消や人権啓発に要する経費を計上いたしております。

122ページをごらんください。

1 目．高齢者福祉総務費につきましては、職員の人件費や福祉センター管理経費、シルバー人材センター運営補助、杵藤広域介護保険事業負担金、あるいは施設措置費など、在宅や施設の高齢者福祉の向上に要する経費を計上いたしております。このほか、今年度から介護保険法の改正により、新予防給付事業及び介護予防事業につきましては、市町村が設置する地域包括支援センターが行うこととされたところから、それらの経費を13節．委託料、14節．使用料及び賃借料、次のページの18節．備品購入費、19節．負担金補助及び交付金などを中心に新たに計上いたしております。

124ページをごらんください。

1 目．児童福祉総務費は、児童相談員報酬、職員の人件費、子育ての相談などを受ける地域子育て支援センター経費、放課後児童対策経費、児童遊園管理経費など、児童福祉の向上に係る経費でございます。

125ページの2 目．保育所運営費は、13節．委託料で民間保育所運営費を計上するほか、19節．負担金補助及び交付金で、延長保育、一時保育、障害児保育など特別保育対策経費を計上いたしております。前年比較の減は、運営費の減によるものでございます。

3 目．保育所みどり園費は、3 ページにまたがり職員12名の人件費のほか、みどり園の保育事業に要する経費を計上いたしております。

127ページをごらんください。

4 目．母子福祉費は、母子家庭などの福祉の向上に要する経費で、母子自立支援員の設置に要する経費や、20節．扶助費では母子家庭や乳幼児の医療費の助成経費などを計上いたしております。

なお、28節．繰出金は、乳幼児医療費が現物給付になったことに伴うペナルティー分を国保会計に繰り出すものでございます。前年比較の大幅な減は、児童扶養手当支給費を5 目．児童措置費へ移動させたことによるものでございます。

5 目．児童措置費は、児童手当と児童扶養手当の給付に係るもので、児童手当につきましては、制度改正に伴い18年度から支給年齢が小学校6 年生まで延長されることから、その給

付影響額57,100千円につきまして、次のページの20節、扶助費で増額計上いたしております。また、17年度の三位一体改革による国庫支出金の補助率引き下げに伴う影響により、一般財源が大幅な増額となっております。

129ページをごらんください。

1目、生活保護総務費は、職員の人件費を含む生活保護の事務に関する経費で、2目、扶助費につきましては、次のページにまたがり説明欄の各扶助費を計上いたしております。

131ページをごらんください。

災害救助費は、20節、扶助費で火災見舞金を計上いたしております。

132ページをごらんください。

1目、保健衛生総務費は、職員8名の人件費、休日急患センターの運営費、次のページになります夜間救急外来診療体制整備に係る経費が主なものでございます。前年比較の減は、人件費の減が主なものでございます。

133ページの2目、予防費では、結核、日本脳炎、インフルエンザなどの各種予防接種経費のほか、杵藤広域伝染病隔離病舎の負担金など、病気予防に関する行政経費を計上いたしております。

3目、老人保健費は、40歳以上の方の健康管理に要する経費でございまして、次のページになりますが、13節、委託料で、節目検診など健康診査に係る経費を計上し、28節、繰出金で老人保健特別会計への繰出金を計上いたしております。前年比較の増は、この繰出金が老人医療費の伸びにより大きな増となったことによるものでございます。

134ページの4目、母子保健費は、妊婦、乳児の各種検診、健康診査、健康相談など、母子の健康管理に要する経費でございます。

135ページの5目、環境衛生費は、狂犬病予防経費のほか、19節、負担金補助及び交付金で杵藤広域葬斎公園負担金を計上いたしております。

6目、公害対策費は、騒音、振動、水質などの測定検査経費の計上でございます。

136ページをごらんください。

7目、環境保全費につきましては、19節、負担金補助及び交付金で、自然保護育成実践活動事業として、学童、環境教育、EMジャブジャブ作戦事業などへの助成経費や家庭用合併処理浄化槽設置に対する補助金を計上いたしております。

8目、簡易水道費は、職員の人件費ほか一般経費でございます。

138ページをごらんください。

1目、清掃総務費は、ごみ処理やリサイクルなどの指導に当たる職員8名の人件費、公衆トイレの清掃、地区の下水排水路清掃時の汚泥処分などの清掃管理経費、杵藤広域ごみ処理負担金、衛生施設組合負担金などを計上いたしております。前年度比較増は、杵藤広域ごみ処理負担金の増が主なものでございます。

139ページの2目．廃棄物処理費は、ごみ減量化、リサイクルに対する奨励金、ごみ袋の購入費、資源物収集運搬手数料、電動生ごみ処理機助成経費などを計上いたしております。そのうち、13節．委託料はごみ収集に係る経費やごみ袋の販売経費などでございます。

140ページをごらんください。

1目．労働振興費は、雇用対策勤労者の福祉向上に要する経費で、職員の人件費を含め、21節．貸付金では勤労者への金融対策として労働金庫預託金を計上いたしております。

142ページをごらんください。

1目．農業委員会費につきましては、農業委員の報酬、職員4名の人件費など、農業委員会や事務局の運営経費と農業者年金や農地流動化などの事務事業に要する経費を計上いたしております。

143ページの2目．農業総務費は、職員20名の人件費や一般経費を計上いたしております。前年度比較増は、人件費が増となったことによるものでございます。

3目．農政事業費は、農業振興のための政策的経費でございまして、後継者育成、農地集積などに対する助成経費を中心に計上いたしております。前年比較の大きな減は、一部事業を骨格予算編成としたことによるものでございます。

144ページをごらんください。

4目．農業振興費は、農業振興の主にソフト事業に係る経費と水田農家の経営の安定化、高度化などに要する経費で、次のページになりますが、19節．負担金補助及び交付金で農業金融対策経費を初め、新さが水田農業経営確立推進事業として転作に係る協議会への助成経費や、有害鳥獣被害防止対策に要する経費を計上いたしております。

145ページの5目．園芸振興費は、園芸農家の振興に要する経費で、19節．負担金補助及び交付金で、収益性が高く、競争力のある園芸農業を確立するため、魅力あるさが園芸農業確立対策事業を計上いたしております。前年比較の減は、強い農業づくり交付金で実施しておりましたアスパラ選果機導入事業の完了によるものでございます。

6目．畜産業費は、畜産業の振興に係る経費を計上いたしております。前年度比較の減は、佐賀畜産自給力強化対策事業の事業完了によるものでございます。

146ページをごらんください。

7目．農地整備費は、農業基盤整備に要する経費で、13節．委託料や15節．工事請負費などで、音成地区の団体営圃場整備経費を計上いたしております。前年比較の減は、一部事業につきまして骨格予算の取り扱いといたしたことによるものでございます。

147ページの8目．土地改良事業費は、土地改良施設の維持管理関係経費で、14節．使用料及び賃借料と16節．原材料費で、農道舗装や水路整備のための重機使用料や原材料を、15節．工事請負費では今籠の排水機場などの改修経費を計上いたしております。

また、次のページの19節．負担金補助及び交付金では、平成19年度からの資源保全施策事

業導入を円滑に行うためのモデル事業として、美の里づくり推進調査事業負担金を計上いたしております。前年比較の減は、一部事業で骨格予算編成を行ったことによるものでございます。

149ページをごらんください。

1 目．林業振興費につきましては、林業の振興経費として職員の人件費を初め、担い手の育成、森林や林道の維持管理費、自然の館の維持管理などに要する経費でございます。前年度比較の減は、骨格予算編成によるものでございます。

151ページをごらんください。

1 目．水産業振興費は、職員の人件費を含む水産業の振興経費で、21節．貸付金では、漁業者の金融対策として信漁連への預託金を計上いたしております。前年度比較、大きな減は、ノリの協業化施設整備事業の事業完了によるものでございます。

2 目．漁港管理費は、漁港の維持管理に要する経費で、次のページの14節．使用料及び賃借料で、漁港の浚渫経費が主なものでございます。

153ページをごらんください。

1 目．商工総務費は、商工観光行政の運営を行う職員5名の人件費と計量器の定期検査に要する経費でございます。

2 目．商工業振興費は、商工業の振興経費として消費生活相談、企業誘致対策、市営駐車場の管理、商工団体活動推進、金融対策などで、11節．需用費、13節．委託料、14節．使用料及び賃借料につきましては、市営駐車場管理経費が主なものでございます。

また、次のページの19節．負担金補助及び交付金では、商店街の活性化や地場産業の振興などに要する助成経費なども計上いたしております。そのほか、21節．貸付金では、中小企業商工業者に対する金融対策として商工中金分から市中銀行分へ一部組み替えながら預託金を計上し、22節．補償補填及び賠償金では貸付保証料を計上いたしております。

154ページの3 目．観光費は、観光の振興に要する経費で、観光宣伝桜まつり、物産展など観光客誘致に係る経費を初め、キャンプ場、干潟展望館、物産館などの観光施設の管理経費を計上いたしております。

156ページをごらんください。

1 目．土木総務費は、職員の人件費や防災協会負担金でございます。

157ページの1 目．道路橋りょう総務費は、職員の人件費を含め、19節．負担金補助及び交付金では有明沿岸道路など、建設期成会経費や協会負担金を計上いたしております。前年比較の増は、13節．委託料の道路台帳整備費の計上によるものが、主なものでございます。

158ページをごらんください。

2 目．道路維持費は、市道の維持管理に要する経費で、職員の人件費を含め、15節．工事請負費の中では道路修繕、側溝整備を初め、少ない経費で生活道路を改良して地域の利便を

図る地域密着型道路改良事業を計上し、また同様の理由から、14節．使用料と16節．原材料費では市道の維持補修の経費を計上いたしております。前年比較減は、側溝整備の事業費などを骨格予算編成といたしたことによるものでございます。

159ページの3目．道路新設改良費は、職員の人件費を初め、次のページの13節．委託料で、辺地道路、中川内～広平線や野島～鮎越線などの設計委託料、15節．工事請負費も中川内～広平線や単独市道などの整備経費、17節．公有財産購入費と22節．補償補填及び賠償金も、これらの路線の用地取得費や補償経費を計上いたしております。前年比較減は、骨格予算編成としたことによる減でございます。

160ページの4目．交通安全施設等整備事業費につきましては、ガードレール設置工事などの所要経費を計上いたしております。

161ページの1目．河川総務費は、北鹿島末増竈排水機場の管理経費や河川、海岸関係の協会負担金でございます。前年度減となっておりますのは、骨格予算編成としたことによる減でございます。

2目．河川改修費は、東塩屋川の管理経費が主なものでございます。

162ページをごらんください。

3目．水資源対策費は、中木庭ダム建設の推進事業経費でございます。

163ページの1目．港湾管理費は、協会負担金が主なものでございます。

164ページをごらんください。

1目．都市計画総務費は、職員の人件費、一般経費、協議会負担金のほか、28節．繰出金で公共下水道特別会計への繰出金を計上いたしております。前年度比較の増は、この公共下水道への繰出金が増となったことによるものでございます。

2目．街路事業費は、職員の人件費やポケットパークの管理経費でございます。

165ページの3目．都市下水路費は、職員の人件費を含め、次のページになりますが、13節．委託料、15節．工事請負費などに雨水排水ポンプ場の維持管理経費や単独下水路の整備経費を計上いたしております。前年比較の増は、南舟津ポンプ場の沈砂池の浚渫業務などの増によるものでございます。

166ページをごらんください。

4目．都市公園費は、職員の人件費と都市公園施設5カ所の管理経費を計上いたしております。前年比較の減は、骨格予算編成による減でございます。

167ページの5目．まちなみ活性化事業費につきましては、肥前浜宿街なみ環境整備事業関係経費及び八宿小公園の管理経費でございまして、前年比較の減は、こちらも骨格予算編成による減でございます。

169ページをごらんください。

1目．住宅管理費は、職員の人件費及び市営住宅の維持管理に要する経費でございます。

前年比較の減は、市営住宅改修工事費の減によるものでございます。

171ページをごらんください。

1 目．常備消防費は、杵藤広域消防の負担金でございます。

2 目．非常備消防費は、消防団の活動に要する経費で団員の報酬ほか、消防自動車の管理経費や、19節．負担金補助及び交付金では、次のページになりますが、団員退職報償金掛金などを計上いたしております。

172ページの3 目．消防施設費につきましては、消防水利施設の整備費やその修理費を計上いたしております。前年比較減は、骨格予算編成によるものでございます。

4 目．災害対策費は、災害時の応急対策経費や水防対策経費などでございます。

175ページをごらんください。

1 目．教育委員会費は、教育委員の報酬など委員会の運営に要する経費でございます。

2 目．事務局費は、外国語指導助手の報酬、職員10名の人件費、登校できない子供たちへの支援事業経費のほか、7 節．賃金では軽度発達障害の児童の学校生活を支援するため、市の単独で補助教員を配置する経費を新規に計上いたしております。

また、177ページになりますが、19節．負担金補助及び交付金の説明欄の幼稚園就園奨励費や運営助成金などを計上いたしております。前年度比較の増は、補助教員配置賃金の新規計上などによるものでございます。

178ページをごらんください。

1 目．学校管理費は、各小学校の運営に要する経費や学校施設の維持管理経費、また、情報機器整備のための使用料などを計上いたしております。このうち主なものは、13節．委託料では各学校の浄化槽管理、警備業務などに要する経費で、14節．使用料及び賃借料ではパソコンリース料、15節．工事請負費では各小学校の施設整備費でございます。前年度比較の減は、1 節．報酬で非常勤、嘱託職員5名を賃金雇用に切りかえたこと、11節．需用費で教科書改訂費用が減となったことなどによるものでございます。

179ページの2 目．教育振興費は、福祉教育を初め豊かな心を持つ子供の育成などに要する経費のほか、遠距離通学費助成、要保護準要保護児童就学援助などに要する経費を計上いたしております。

180ページをごらんください。

1 目．学校管理費につきましては、小学校費と同様、中学校2校の運営に要する経費や学校施設の維持管理経費でございます。このうち主なものは、14節．使用料及び賃借料ではパソコンリース料、15節．工事請負費では各中学校の維持営繕などの経費でございます。

181ページの2 目．教育振興費は、小学校費と同様の趣旨で関係経費を計上いたしております。

182ページをごらんください。

1 目．社会教育総務費は、嘱託職員の報酬、職員22名の人件費などの一般経費のほか、青少年教育、女性教育、男女共同参画社会づくり、芸術文化の振興などの経費を計上いたしております。前年度比較の減は、非常勤嘱託職員や職員人件費の減などによるものでございます。

183ページの2 目．公民館費は、各地区公民館の管理運営経費と各地域に密着し、その特徴をさらに発展させるコミュニティー事業に要する経費を計上いたしております。前年度比較の減は、自治公民館建設補助の減などによるものでございます。

184ページをごらんください。

3 目．生涯学習推進費は、6 月に設立し、7 月から開校を予定しております市民立楽修大学の準備経費を計上いたしております。

4 目．図書館費は、市民図書館の運営に伴う諸経費で、11節．需用費では週刊誌、月刊誌、約 180誌、次のページの18節．備品購入費では図書約 3,100冊の購入費を中心にCD、ビデオ、DVD購入費もあわせて計上いたしております。前年度比較の減は、図書購入費につきまして、一部骨格予算の取り扱いといたしたことによるものでございます。

185ページの5 目．社会同和教育費は、社会同和教育指導員報酬を初め、社会同和教育に要する一般経費と社会同和施設の維持管理費を計上いたしております。

186ページをごらんください。

6 目．文化財保護対策費は、広域農道建設などに関連しての埋蔵文化財の発掘調査経費を計上するとともに、浜地区の伝統的建造物群保存事業として継場の管理経費と、今春に保存地区指定の申請認可を受け、19年度から建物の保存事業を開始する予定で、その準備経費もあわせて計上いたしております。

187ページの7 目．生涯学習センター管理費は、生涯学習センターエイブルについて職員の人件費を含む維持管理に要する経費でございます。

189ページをごらんください。

1 目．保健体育総務費は、スポーツの振興と普及を図るための経費として、スポーツ教室や県民体育大会などに要する経費を計上いたしております。前年度比較減は、体育協会運営補助金を蟻尾山公園の指定管理者制度の導入に伴い、2 目．体育施設管理費の委託料へ組み替えたことなどによるものでございます。

190ページをごらんください。

2 目．体育施設管理費は、市民体育館、陸上競技場、市民球場、北公園などの体育施設の維持管理経費で、前年度比較増は、蟻尾山公園の指定管理者制度の導入に伴い所要経費を他の費目から組み替えて、13節．委託料に計上したことによるものでございます。

191ページの3 目．学校給食費は、給食センターの運営経費で、嘱託職員と委員の報酬、職員18名の人件費及び一般経費を計上いたしております。財政基盤強化計画により、嘱託職

員1名を賃金支弁に切りかえております。前年度比較増は、人件費の増や燃料単価の増などによるものでございます。

196ページをごらんください。

1目．元金は、長期債の元金償還に係るものでございます。前年比較の増は、臨時財政対策債の償還費の増によるものです。

2目．利子につきましては、長期債及び一時借入金の利子の償還でございます。前年と比較の減は、高利率の長期債の残高減少に伴う利子の減によるものでございます。

198ページをごらんください。

2項．公営企業費は、中木庭ダム建設にかかわる一般会計負担金などについて骨格予算編成といたしたことから科目のみの計上といたしております。

199ページの14款．予備費につきましては、使用実績等を勘案し、前年度比較10,000千円減の30,000千円といたしております。

200ページからの給与費明細書、209ページからの債務負担行為の調書、213ページの地方債の現在高調書については、説明を省略させていただきます。

以上で平成18年度一般会計予算の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。25分から再開をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続け当局の説明を求めます。

次に、議案第2号について、藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

議案第2号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

下水道事業は、現在、認可面積 365ヘクタールの中で整備を進めており、17年度末の整備面積は新たに 2.7ヘクタールが見込まれ、供用面積 211.2ヘクタールとなります。また、2月末現在で汚水処理区域内人口 7,619人のうち下水道に接続いただいております人は 5,291人で水洗化率69.4%と、ここ数年緩やかであります但伸びてきております。平成18年度事業としては汚水幹線管渠や汚水中継ポンプ場、浸水対策といたしまして雨水ポンプ場の整備など、下水道施設の整備拡充に努めたいと考えております。

それでは、議案書は2ページでございますけれども、別冊の予算書で説明いたします。

16ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,355,729千円と定めるもので

ございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、18ページから20ページの第1表のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の事項、期間及び限度額は、21ページの第2表のとおりでございます。

第3条、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、22ページの第3表のとおり、限度額を313,100千円といたしております。

第4条、一時借入金につきましては、限度額を6億円といたしております。

次のページの第5条は、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

214ページから215ページの予算事項別明細書は説明を省略させていただきます。

216ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明いたします。

1款1項1目、下水道費負担金で、現年分は本年度の供用開始区域を1.8ヘクタールと設定し、9,189千円を見込んでおります。また、滞納分につきましては、前年同様といたしております。

217ページをお願いいたします。

2款1項1目、下水道使用料の現年分については、年度当初の接続見込み件数を2,135件とし、過去3年の実績により、平均使用料をベースとして年間60件の接続増加を見込み、90,247千円を計上いたしております。滞納分につきましては、前年同様を見込んでおります。

2目、土木使用料は、浄化センター内の九電柱及びN T T柱の敷地使用料でございます。

2款2項1目、公共下水道手数料、これは、指定工事店登録手数料や排水設備責任技術者の登録手数料を計上いたしております。

219ページをお願いいたします。

3款1項1目、公共下水道費国庫補助金は、当該年度の下水道事業補助金と過年度分として平成16年度特債分の特別分補助金を見込み336,252千円を計上いたしております。

4款1項1目、一般会計繰入金606,483千円は、説明欄のとおりそれぞれ負担金使用料、各種補助金、起債など、歳入で補てんできない分を繰入金として計上いたしております。

221ページから223ページの5款1項1目の繰越金、6款1項1目の延滞金及び2目の過料、6款2項1目の雑入につきましては、費目存置でございます。

224ページの7款1項1目、公共下水道事業債は、一般補助裏分や単独分を見込んでおります。

225ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1款1項1目、総務管理費は、人件費のほか、8節の報償費は受益者負担金一括納付報奨

金、13節．委託料は下水道使用料の水道課への徴収委託料、また、下水道台帳の作成委託で
ございます。19節．負担金補助及び交付金など21,571千円を計上いたしております。前年比
3,368千円の減は、主に負担金収入減による一括報奨金の減でございます。

226ページをお願いいたします。

1款1項2目．維持管理費の主なもので、11節．需用費は雨水ポンプ場の燃料費、光熱水
費等でございます。13節．委託料はポンプ場の管理業務や沈砂池浚渫業務、また、15節．工
事請負費、16節．原材料費など12,391千円を計上いたしております。前年比の 3,944千円の
減は、主に委託料の減によるものでございます。

1款1項3目．浄化センター費、11節．需用費は浄化センターや中継ポンプ場などの光熱
水費、燃料費等ございまして、13節の委託料は浄化センターの管理業務、また、浄化セン
ター周辺海域の水質調査委託など 107,658千円を計上いたしております。前年比 1,241千円
の減は、主に委託料の減によるものでございます。

228ページをお願いいたします。

1款2項1目．建設事業費で、13節．委託料は補助や単独の管渠設計業務、15節．工事請
負費は、汚水幹線管渠や浜新町汚水中継ポンプ場、乙丸汚水ポンプ場など計画いたしており
ます。22節の補償補填及び賠償金は管渠工事等に伴う水道管等の移設補償費でございます。

230ページをお願いいたします。

2款1項1目．元金は、昭和61年度から平成12年度まで借入分の元金償還を予定しており
ますが、本年度は主に12年度借入分の簡保資金の元金償還が始まることから償還額の増とな
っております。

2目の利子は、昭和61年度から平成17年度借入分の利子償還を予定いたしております。17
年度借入分が新たにふえるものの、昭和61年度から平成12年度借入分が前年度より減少する
ため、全体では 6,947千円の減となっております。

3款1項1目．予備費は、調整費として 1,000千円を計上いたしております。

232ページから 239ページまでに給与費明細書、240から 241ページに債務負担行為に関す
る調書を掲載いたしております。

242ページに地方債に関する調書を掲載しておりますが、説明については省略させてい
たきます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第3号について、福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第3号 平成18年度谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について御説明申し上
げます。

予算書の23ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,807千円にするものとございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、24から25ページの歳入歳出予算によるものとございます。

第2条は、一時借入金の限度額を10,000千円と定めるものとございます。

第3条は、歳出予算の流用の範囲を定めるものとございます。

それぞれの予算の詳細につきましては、予算に関する説明書で申し上げます。

245ページをお開きください。

1款1項1目、不動産売払収入でございますが、平成18年度は 7,662千円を計上いたしております。これは、工場団地の売却を見込みまして歳出予算に見合った額を計上いたしております。

249ページをお開きください。

5款1項1目、谷田工場団地使用料は、鹿島実業高等学校の野球部練習場及びシルバー人材センターのチップ化作業場の使用料 142千円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、250ページをお開きください。

1款1項1目、工業用地取得造成分譲費でございますが、管理費 178千円を計上いたしております。主なものは除草作業委託費でございます。

次に、251ページをお開きください。

2款1項1目及び2目、元金及び利子の償還でございますが、元金 7,377千円、利子 249千円を計上いたしております。

次に、253ページをお開きください。

これは、地方債に関する調書でございます。平成17年度末の起債残高を14,039千円と見込んでおります。

なお、平成18年度の償還額を 7,377千円、平成18年度末の残額を 6,662千円と見込んでおります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第4号及び議案第5号について、井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第4号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

鹿島市国民健康保険特別会計予算書で御説明いたします。

26ページをごらんください。

平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,207,313千円と定めております。

第2条、一時借入金の借り入れの最高額は4億円と定めております。

それでは、予算の内容につきまして御説明いたします。

256ページをごらんください。

歳入であります、国民健康保険税、1目、2目、それぞれ一般被保険者、退職被保険者等の国民健康保険税で医療給付費分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分を計上いたしております。

なお、国保の世帯数は一般退職で 7,173世帯、被保険者数 1万 5,799人、介護保険関係では世帯数で 3,463世帯、被保険者数 4,837人で計上いたしております。

257ページになりますが、総額 994,140千円で、前年度比54,100千円の増であります。12月議会に可決いただきました国保税率改定に伴い、医療給付費分で48,000千円、介護納付金分で 6,000千円の増を見込んでおります。

258ページですが、1目、督促手数料は、前年度と同額の 580千円で計上いたしております。

259ページをごらんください。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、療養費等に係る国の経費負担分で、療養給付費の負担割合が 100分の34になったことで、前年度比55,145千円の減となっております。

260ページですが、1目、財政調整交付金は、460,611千円で計上いたしております。

261ページをごらんください。

1目、療養給付費交付金は 345,518千円で、退職被保険者に係る経費から係る収入額を控除した90%が支払基金から交付されるものであります。

262ページですが、1目、高額医療費共同事業負担金は、17,192千円で高額医療費の4分の1が県負担金として歳入されるものであります。

263ページをごらんください。

1目、財政調整交付金は 161,222千円を計上いたしております。これは、国の減額分 100分の7が県から財政調整交付金として交付されるもので、第2種交付金は保険税収納率向上対策や保険事業の経費として交付されるものであります。

264ページですが、1目、共同事業交付金は、長期入院患者の 700千円を超えた医療費に対して国保連合会から交付されるものであります。

265ページをごらんください。

7款、財産収入、それから 266ページの8款、繰入金は、費目のみであります。

267ページをごらんください。

1目、一般会計繰入金は 320,461千円で、国民健康保険財政支援対策や乳幼児医療費助成に対する繰入金であります。

268ページですが、9款.繰越金は、1目、2目とも費目のみであります。

269ページをごらんください。

10款.諸収入は、延滞金や加算金、過料で前年度と同額で計上いたしております。

また、270ページの1目.預金利子につきましても前年度と同額を計上いたしております。

271ページをごらんください。

3項.雑入は4,791千円で、交通事故に係る第三者納付金や返納金を計上いたしております。

272ページをごらんください。

続いて、歳出であります。1目.一般管理費は104,035千円で、職員の人件費や電算処理に要する経費等を、2目.連合会負担金は2,334千円を計上いたしております。

273ページをごらんください。

1目.運営協議会費は、協議会開催に伴う委員報酬であります。

274ページですが、1目.賦課徴収費は8,314千円で、収納嘱託員報酬、納税組合報奨金、事務経費を計上いたしております。また、市民の利便性や収納率の向上を図るため、コンビニでの納付ができる体制を整えたところであります。

275ページをごらんください。

2款.保険給付費、1項.療養諸費、1目.一般被保険者療養給付費は1,450,043千円で、前年度比5%の伸びを見込み、2目.退職被保険者等療養給付費は463,090千円で、被保険者数の増加により前年度比15%の伸びを見込み、3目.一般被保険者療養費及び4目.退職被保険者等療養費は、コルセットや柔道整復費を予算計上いたしております。

5目.審査支払手数料は9,592千円で、レセプト件数を15万4,000枚見込んでおります。

276ページですが、2項.高額療養費は、一般、退職合わせて221,460千円を計上いたしております。

277ページをごらんください。

3項.移送費は、一般、退職で各10千円を計上いたしております。

278ページですが、1目.出産育児一時金は21,000千円で、70名の出生者数を見込んでおります。

279ページをごらんください。

1目.葬祭費は6,250千円の計上をいたしております。

280ページですが、1項.老人保健拠出金は、医療費、事務費で581,232千円で、前年度比128,521千円の減で、制度改正に伴うものであります。

281ページをごらんください。

1目.介護納付金は221,533千円で、支払基金に支払うもので、実績に伴って計上いたしております。

282ページですが、1目．高額医療費拠出金は68,771千円で、実績方式により算出し、国保連合会に拠出するものであります。

283ページをごらんください。

1項．保険施設費は15,711千円で、1目．保険衛生費は、被保険者への医療費通知の経費で、2目．療養費は、はり、きゅう施術の助成費、3目．保健推進費は、健康づくりに要する経費で、今年度からにこにこヘルスアップ事業を行う予定でございます。

284ページですが、1目．基金積立金は、国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金に1,000千円を積み立てるものであります。

285ページをごらんください。

1目．利子は、一時借入金の利子を計上で、286ページの9款．諸支出金は、保険税の過年度還付金、還付加算金を計上いたしております。

287ページをごらんください。

10款．予備費は、10,000千円を計上いたしております。

288ページ以降の給与費明細書は説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第5号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書で御説明いたします。

33ページをごらんください。

平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,900,194千円と定めております。

なお、老人保健の被保険者数は4,769名で計上いたしております。

それでは、予算の内容について御説明いたします。

298ページをごらんください。

1目．医療費交付金は2,081,128千円で、前年度比112,445千円の減となっておりますが、制度改正に伴う負担割合の減によるものであります。

2目．審査支払手数料交付金は15,392千円で、これはレセプト審査支払手数料に対する交付金を計上いたしております。

299ページをごらんください。

1目．医療費負担金は1,190,421千円で、前年度比122,033千円の増であります。これは、医療諸費の公費負担分の6分の4を国から交付されるものであります。

300ページですが、2項．国庫補助金、1目．事務費補助金1,500千円は、老人医療費適正化対策事業の補助金であります。

301ページをごらんください。

1目．県負担金は297,604千円で、前年度比30,509千円の増となっておりますが、これは

医療諸費の公費負担分の6分の1を県から交付されるものであります。

302ページですが、1目．一般会計繰入金は312,143千円で、前年度比30,425千円の増であります。これは、一般会計から医療諸費の公費負担分の6分の1と事務費等の繰り入れを受けるものであります。

303ページをごらんください。

5款．繰越金、それから304ページの延滞金、加算金、305ページの1目．預金利子は費目のみであります。

306ページ、1目．第三者納付金は、交通事故に伴う納付金を現年度、過年度として各1,000千円を見込んでおります。

2目．返納金、3目．雑入は、費目のみであります。

307ページをごらんください。

次に、歳出であります。1目．一般管理費は16,031千円で、老人保健事業等に要する経費であります。職員の人件費、委託料では電算共同処理手数料、レセプト縦覧点検委託料等を計上いたしております。

308ページをごらんください。

1目．医療給付費は3,811,670千円で、前年度比74,738千円の増となっており、1人当たりの医療費の伸びを5.31%見込んで計上しております。

2目．医療費支給費は29,288千円で、コルセット、標準負担額差額、柔道整復費であります。

3目．審査支払手数料は15,393千円で、支払基金と国保連合会への手数料であります。レセプト件数を14万4,000枚と見込んでおります。

4目．高額医療費は27,804千円で、申請件数を5,500件と見込んでおります。

309ページの1目．償還金、2目．還付金、それから310ページの1目．一般会計繰出金は、費目のみであります。

311ページの1目．予備費は、5千円であります。

312ページ以降は給与費明細書です。説明は省略させていただきます。

以上で平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算及び鹿島市老人保健特別会計予算の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

次に、議案第6号について、北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第6号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算について御説明いたします。

予算書は37ページでございます。

平成18年度の人件費総額は、第1条に掲げておりますように、歳入歳出予算の総額を

1,991,261千円といたすものでございます。

款と項の区分ごとの金額は、38ページ、39ページの第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

なお、予算書の最後、320ページに給与費をそれぞれの会計ごとに計上をいたしております。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続け、当局の説明を求めます。

次に、議案第7号について、井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

議案第7号 平成18年度鹿島市水道事業会計予算について、議案書は7ページですが、別冊の鹿島市水道事業会計予算書で御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成18年度鹿島市水道事業会計予算。

第2条、業務の予定量でありますけれども、給水戸数は9,160戸、年間配水量は309万1,000立方メートル、1日平均配水量は8,468立方メートルを見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出、税込み額であります。

収入の第1款、事業収益は567,005千円、収益の主なものは、給水収益、受給工事収益及び雑収益であります。

支出の第1款、事業費は504,309千円、これは営業費用、原価償却費、企業債の利息等であります。

消費税の額を控除しました本年度の計上利益は47,131千円を予定しております。予定の損益計算書は附属書類の16ページであります。

第4条、資本的収入及び支出でありますけれども、2ページをお願いいたします。

資本的収入は、予定額483,884千円で、一般会計からの出資金及び負担金、工事補償金、新設負担金、建設改良事業費を借り入れる企業債、ダム建設負担金に伴う国庫補助金であります。

資本的支出は、予定額710,789千円で、前年度取りかかった新配水池取水施設の電気計装類や配水管布設がえの工事費と先ほどのダム負担金、企業債の償還金等であります。よって、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額226,905千円は、過年度分損益勘定留保資金

102,437千円、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額15,745千円、及び当年度の損益勘定留保資金 108,723千円で補てんをいたすものであります。

第5条、企業債は、建設改良事業に借り入れる企業債の限度額を 307,900千円といたすものであります。

第6条、一時借入金は、借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

次に、3ページをお願いいたします。

第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費63,598千円、交際費50千円であります。

第8条、他会計からの補助金は、簡易水道事業に伴う一般会計からの補助金で、6,313千円を計上いたしております。

第9条、たな卸資産の購入限度額は4,008千円で、水道メーターの購入であります。

4ページから附属書類でありますけれども、予算の実施計画、予算資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書、予定貸借対照表は説明を省略させていただきます。

次に、26ページをお願いいたします。

平成18年度鹿島市水道事業会計予算明細書であります。

収益的収入、税込み額です。

事業収益、1項の営業収益は558,686千円であります。

1目の給水収益は548,058千円で、前年度当初予算費の7,140千円の減少であります。

2目の受託工事費は1,500千円。

3目、その他の営業収益は9,128千円で、これは開栓竣工検査等の手数料、それから、一般会計からの消火栓維持補修負担金下水道使用料徴収に対する負担金等であります。

2項の営業外収益、1目、受取利息及び配当金は10千円です。

2目の他会計補助金6,313千円は、平成5年から6年に実施いたしました簡易水道事業の企業債償還元利金2分の1を一般会計より受け入れております。

3目の雑収益は1,994千円で、メーター評価益及び電柱敷地料等であります。

28ページをお願いいたします。

収益的支出、これも税込み額です。1款の事業費、1項、営業費用は334,383千円で、前年度当初予算費の22,698千円の減少になります。

1目の原水及び浄水費は61,207千円です。前年比から2,465千円増加しておりますけれども、増加の主なものは、水質検査等の手数料、次のページの動力費であります。

29ページをお願いいたします。

2目の配水及び給水費は31,713千円です。これは、配水池から各家庭までの水道施設に要する費用であります。前年比の12,361千円減少しておりますが、減の主なものは、1名分の

人件費を資本勘定に振りかえましたので、その人件費、次のページのメーターの取りかえ、漏水調査費等の委託料の減少、それから配水管修繕費の減であります。

次に、31ページをお願いいたします。

受託工事費は、収益と同額の 1,500千円。

4目の総係費は65,560千円で、一般的な事務的な経費であります。前年比 7,146千円の減ですけれども、減少の主なものは、人件費1名の減によるものと、委託料、賃借料等であります。

次に、33ページをお願いいたします。

5目の減価償却費は 159,302千円です。

6目の資産減耗費は、前年同額の15,100千円であります。

34ページをお願いいたします。

2項の営業外費用、1目．支払利息及び企業債取扱諸費は 161,050千円であります。

2目の雑支出は 1,524千円で、特定収入にかかわる控除対象外の消費税及びその欠損額を計上いたしております。

消費税は 6,352千円です。

3項の予備費は、前年同額の 1,000千円であります。

次に、35ページをお願いいたします。

1款の資本的収入、1項．他会計出資金は68,286千円で、これは中木庭ダム建設事業に係る建設負担金の3分の1の額であります。

2項の他会計負担金 2,000千円、消火栓設置の4カ所を予定しております。一般会計の水道出資金、それから消防施設費とは不突合でありますけれども、これは一般会計が骨格予算ということと、それから企業会計は弾力的予算でありますので、予定額どおり計上しております。

4項の工事補償金は、前年と同額の 3,000千円であります。

次に、36ページをお願いいたします。

6項の新設負担金は 2,646千円。

7項の企業債は 307,900千円で、西牟田代替施設整備事業、配水管新設、布設がえ事業及びダム建設負担金の財源であります。

8項の国庫補助金 100,050千円で、ダム建設負担金 200,100千円の2分の1の額であります。

37ページをお願いいたします。

資本的支出、1款．資本的支出の第1項．建設改良費は 530,625千円です。1目の事務費は15,015千円で、投資事業にかかわる人件費、事務的経費を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。

2 目．施設費は84,223千円で、主なものは電気計装置、取水ポンプ等の取りかえ、メーター購入経費であります。

3 目の改良費は52,000千円で、消火栓設置費 2,000千円、配水管布設費10,000千円、配水設備改良費40,000千円であります。

39ページをお願いいたします。

4 目の第6次拡張事業は 211,702千円で、これは中木庭ダム建設事業費の23億円の 8.7% の水源開発負担金 200,100千円、それと、建設利息の11,599千円を計上いたしております。

5 目の西牟田代替施設整備事業費については、前年度に引き続き取水施設、配水施設等に 167,685千円であります。

2 項の企業債償還金は 175,164千円であります。これは前年と比較しますと 7,702千円増額であります。

予備費は、これまで同様 5,000千円であります。

以上、平成18年度鹿島市水道事業会計予算書の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

議案第1号から議案第7号までの7議案を一括して質疑に入ります。

なお、本議案は委員会付託が予定されておりますので、質疑については、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番の橋爪です。2点だけ簡単にお伺いをいたしたいと思います。

まず、予算参考資料の7ページに18年度の当初予算が載っておりますが、ことしは骨格予算ということでございますが、農林水産業費が 340,777千円、前年が 8.8%、ことしは 3.4%の比率になっておりますが、ほかの費用と比べると、ほかんとはほとんどあんまり変わらんようですけど、農林水産業費だけなぜこんなに少ないのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

おっしゃるように 340,777千円で、かなり低いということですけど、このことでちょっと調べてみまして、はっきり言って、後で肉づけする予定を加えたらどのくらいになるのかということで調べてみましたら、約 820,000千円ぐらいになるんです。これはまだ6月に審議していただきますから、前もってこういうことを言えるかどうかわかりませんが、820,000千円ぐらいになります。これは、前年度と比較をしてみたら、ノリ協業化の事業費

が落ちてきていましたので、ほぼ前年並みだというふうに我々は見えております。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

はい、わかりました。ひとつよろしくお願いします。

次、2 点目は、予算書の 190 ページに19年度の総体鹿島市、総体の予算が載っておりますが、2 月はトリノオリンピックが終了いたしまして、来年度は全国高校総体が佐賀県であるということを聞いております。そして、鹿島がソフトボール会場になると、こういうことを聞いておりますが、現在、来年に向けてどのような準備をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

19高校総体の現在の準備の状況ということですが、これは平成19年佐賀県が当番ということで高校総体が開催されます。鹿島市は太良町と一緒に、男子のソフトボール会場となっております。開催は平成19年7月29日から8月1日まで4日間あります。競技の会場が鹿島が市民球場と西部中のグラウンド、太良が町営の野球場と道越の環境広場、全部で4会場を使用するようになっております。

経過を若干説明しますと、昨年11月21日に鹿島市、太良町の合同の実行委員会を設立しまして、ことしの4月から事務局を陸上競技場の方に設置いたします。そして、間もなくですけれども、3月29日に専門委員会、これは二つ専門委員会がありまして、一つが総務、広報、宿泊、衛生の専門委員会、もう一つが、競技、式典、輸送、警備の専門委員会ですね。この二つの合同の委員会を開催するようにしております。それで、18年度はそれぞれの専門委員会が具体的に進めていくことになります。

それからもう一つ、プレ大会としまして、18年の7月7日から9日にかけて高校総体の九州大会が鹿島で開催されます。鹿島が女子のソフトで、太良が男子のソフトになっております。

大体以上の状況です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

ここにことし 2,500 千円計上されておりますが、この費用はどういう内容のものですか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

18年度の予算は 2,500千円、太良町も同じく 2,500千円で、全部で 5,000千円の予算になります。その中で支出としましては、一番大きいのが事務局費でして、これが 3,600千円ぐらいです。事務局費は臨時職員の賃金がそのうちの 3,100千円ぐらいを占めます。それから、広報が 650千円で、18年度は大阪大会がありますので、視察の経費を組んでおります。

大体そういったところです。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

高校総体が来年の 7 月 29 日から 8 月 1 日まで 4 日間鹿島であるということでございまして、これはやはり成功をさせにゃいかんというふうに考えております。

そうということで、蟻尾山の公園も昨年度約 54 億円をかけまして、ほとんどが市民球場、陸上競技場、それからゲートボール場等も整備が済んでおりますけれども、バイパスから陸上競技場の方に行く道路、これがまだ一部完成していないようでございますが、これは総体までに間に合うように拡幅工事ができるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

吹上公民館西側の道路が高校総体に間に合うようできるのかという御質問ですが、その場所の用地取得につきましては、相続の問題がありまして、難航していたわけでありまして、相続人のうちの方の 1 人の方がほとんどの用地を時効取得という形で取得されました。それで一步前進したわけですが、一部の土地で相続、その時効取得の登記ができていない場所がございました。その手続とか交渉等を今まで行ってきたところです。その登記が先月の 16 日にできましたので、早速用地の交渉に入ったところでございます。高校総体にはぜひとも間に合わせたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

ただいまの件、ひとつよろしく願いいたしまして、私の方終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

2番伊東です。今回の予算は骨格予算ということでもありますので、余り細部にわたって質問することは避けたいと思っております。

その中で、どちらの資料でもいいですけど、当初予算の参考資料の5ページの県支出金、こちらの方が本年度、18年度 593,925千円ということで、前年度と比べて40%の減というふうになっております。これは鹿島における県の事業が今まで継続をしたもの、昨年度、平成17年度で終わるものと、いろいろあると思っております。今私の頭の中ですぐ思い出すのは、ノリの協業化の部分が昨年度、平成17年度というか、それで終わった分が大分大きいのかなという気がしておりますが、一般的に見て、やはり40%減というのは非常に大きく感じますので、このあたりを藤田課長の方からわかる分説明をいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

伊東議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

予算参考資料の県支出金が18年度当初予算で 593,925千円ということで、前年度当初予算対比40%、約 396,000千円の減ということで、これはちょっと大きいということでの御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、先ほど議員が申されましたように、一番大きいのは事業、17年度に漁業経営構造改善事業ということでノリの協業化施設をつくっておったと、その事業がもう18年度は終了いたしておりますので、その分が約 165,500千円減額になっております。

それから、事業で大きいのは、強い農業づくり交付金という事業で、アスパラの選果機を17年度はJAさがみどりが入れておられました。その事業が17年度で終了したので、その事業の減と、これが約60,942千円ございます。

一応全体の396,000千円の減の中から約165,000千円、それから、事業の漁業経営で165,000千円、強い農業づくりで60,000千円の減ということで、あと残りにつきましてはどういうことなのかなということでございますが、先ほど橋爪議員の御質問に山本部長の方からもちょっと答弁をいたしましたが、今年度は骨格予算という取り扱いをいたしております。そういうことで、一応各課での事業要求部分があるわけでございますが、その中で他の団体あたりとの並べ比べをしながら、財政課の方で骨格予算の取り扱いをさせていただいています。その事業費を全部ひもときまして、県費を見ますと、約 153,000千円上がっております。ですから、事業の一部終了の部分と肉づけ予算に回った部分で県費がこれだけ落ちているということでございますので、通常の事業がないときでの県費の確保というのは通年的には確保できていくものということで認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

2 番伊東茂君。

○2 番（伊東 茂君）

骨格予算ですので、この後補正等で肉づけがされて少しまたふえてくるのかなという気はしておりました。今の説明でわかりました。どうもありがとうございました。

もう1点ですが、次に商工費の部分であります。この参考資料は7ページの方にありますが、もともとの商工費というのは当市においても非常に全体的な構成比としても2%程度ということで小さいわけではありますが、これもやはり厳しい財政の中、減額というふうになっております。その中で一応この資料の27ページの方に特徴的な事業ということでいろいろ書いていただいております。この中で商工団体、地場産業、商店街開発支援等で150,717千円という、この概要の説明としては、各種事業助成ほかというふうに書いてあります。こちらの商店街開発の支援に関してでございますが、一般質問の中で福井議員の方からも質問がございました。今度改正されるまちづくり三法、こちらの方の質問も入っていたと思いますが、これは本年度からということで、予算が70億円ということも説明があったと思っております。この中で、今までのTMOと違い非常に大事なところは、今回はこれを行政の方がその主体となって申し込み、これを行わなければならないというところですね。今までそのTMOの中でもいろいろ地域の商工会議所並びに商店街、中心活性化協議会というものがございましたが、そこのあたりで協議をしていって、ある程度考えていきながら、それでTMOというのを策定してきたわけでございますが、今回は、完全に行政の方から出していただかないと、これは予算的にも70億円という少ない予算でありますので、早い者勝ちというところになってきております。これがことしの夏、7月ぐらいが最終申し込みの期限になるのかなという気がしております。その中で、いろんなTMOにかわる、また新しいまちづくりを構築していかなければならないわけですが、時間的には短いということは、厳しいということはわかっておりますが、もう一度確認をさせていただきたいのは、取り組みを行政としてもしていただけるのか、そこのところをお答えいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

おっしゃられたように、福井議員の一般質問の中で、70億円というのを、全国枠でそれだけだから、もうすぐ急ぐようにというふうな御指摘をいただいております。つい先日、中心商店街の診断事業というのが報告会がございまして、そのときにコンサルの先生方が何人か来ていらっしゃいましたので、まちづくりの専門家の方です。この方に商工会議所の専務さんとか地元の方たちが質問をされまして、今の70億円をすぐ認めてもらうようにお力添えといいますか、口添えを中央にしてほしいとか、そういう話がありましたので、私どもは

すぐそれが終わってから、経済産業省の支援事業でございましたので、経済産業省の方に直接電話をいたしまして、我々の意気込みをお話ししておりますから、機会あるごとに強く働きかけていきたいというふうなことでおりますので、期限も余りないようでございますから、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございます。そこまで連絡をしていただけて進めていただけたということで、うれしく思っております。

中心商店街は御承知のとおり、スカイロードから始まりさくら通りの街路拡張もこの事業というのが間もなく終わるわけですが、まだやはりどうしても中心市街地は空洞化を、これは全国的なものではありますが、何としても歯どめをかけ、もう一度にぎわいのあるまちづくりを中心商店街だけではなく、鹿島市全体の商業者としてこれを希望しておりますので、今回また新しくこういうふうな法案が変わったということで、まず初年度の予算が70億円という全国規模にしては少ない予算ではありますが、これが19年度、20年度にはまた膨らんでいく可能性もございますので、ぜひともほかの自治体に先駆けて鹿島市がこれに取り組んでいただけるようお願いをいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

8番橋川です。2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、42ページの保健衛生費で、職域肝疾患検診補助金ということで出ておりますが、これは自営業者等も対象にしておられると思いますけど、肝疾患といえばC型肝炎がほとんど多いと思いますけど、それで、鹿島市のC型肝炎等にかかっている人たちの人数はわかりますか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。肝炎ウイルス検診については、実際陽性者が幾らかというのは把握いたしておりません。ただ、肝炎ウイルス陽性者は鹿島市は特に多いということもありまして、特に未受診者が多くございます。そういうことで、県からも指導があつておりまして、平成16年度から国庫なり県単事業を取り組みながら、未受診者の受診ということで数が上がってきたところです。

また、受診者の数が完全でないということから、今年度におきましては、特に職域、職場で検診等をされておりますが、肝炎ウイルス検診がなされていないところが多いということで、今年度から県と市の補助によって職域で検診できるよう今年度一部は予算化をいたしております。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

どうもページ数を間違えて済みませんでした。このC型の肝炎が本当に鹿島市は多いということで、なぜC型が多いか、その原因等は調べられたことがありますか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

C型肝炎の原因ということではありますが、これにつきましては、血液感染が原因と言われております。そういうことで、ちょっと何年前か、何十年前かわかりませんが、血液製剤ということが一時報道されまして、ああいう血液製剤を輸血してC型肝炎になったとか、あるいは、ちょっと余りはっきりは申せませんが、以前の注射針の回し打ちということもここで言われておりますが、今のところまだ原因ははっきりいたしておりません。あくまでも血液感染によるものが原因ではあります。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

自分が不注意でも何でもないので、いつの間にかC型肝炎にかかっていたということで、治療がインターフェロンの注射ということで、非常に高額治療になるわけですね。それで、年間保険がきいても 500 千円ぐらいの治療費がかかるということで、早く治療はしたいけど、費用負担が重くのしかかってなかなかできない。ついこの間も53歳という若さでこのC型肝炎が原因で亡くなられた方もおられますし、やはり早くこういう検診等をされるならば、こうやってインターフェロンという今すばらしい薬が出てきたということで、助成をして、できるだけ早くこの肝炎の方たちの治療をしていただきたいと思いますけど、そういうことは考えておられませんか。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

インターフェロン等の接種に対する助成事業、特別に保険制度の中でされる分について、それ以外に市が独自にということは特別考えておりませんが、とにかく早期発見、早期治療

というのが一番大事なことでございますので、いろんな検診等を対象者を多く広げて、そして、していただくようにPRをし、そして、早期発見に努めたいと。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

次に147ページですけど、今橋爪議員が農業関係のことで大枠の質問をされましたけど、この原材料費ですね、これが2年前から極端に減ってずうっといっている。今年度は5,000千円の原材料費がついているわけですけど、各部落での割り当て数量はどのくらいと考えておられるのか、まずそれを最初にお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

原材料支給の生コンの立米数をどういうふうに考えているかということですが、議員申されましたように、平成16年度40立米でやっておりました。それで、17年度現在15立米ということでやっております。18年度の考え方でありますが、基本的には15立米ということで考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

橋川議員のただいまの御質問で、農林水産課長が答弁いたしました原材料の支給については、今農林課長が申したとおりでございます。今度当初予算で、前年度よりもやはり原材料費については当初予算からしますと5,000千円減になっております。これは何度も申し上げておりますように、骨格予算の取り扱いといたしたことから、当初予算というのは減額になっているということでございますので、基本的には農林水産課長が答弁しましたように、17年度の事業費を確保していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

この原材料は、市長も常々言っておられたと思いますけど、部落の方が労力を提供して、やはり自分たちの農道は一生懸命立派になしていかなければならないということで頑張っておられますので、ぜひこの原材料だけはふやしてもらう方がいいんですけど、減らさないよ

うにして頑張っていたきたいと思います。特にこれから集落営農が始まりますし、やはり大型の機械が入ってくると思います。そしたら、やはりある程度の整備をしないと大型の農業機械はなかなか入っていきにくいと思いますので、その辺も踏まえて、これから6月の肉づけをされるならば、もう少し肉づけを大幅にしていいただきたいということもありますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。教育費のことでお伺いをしたいと思いますが、175ページをお願いいたします。

175ページの一番下の方になりますが、今年度初めて教員補助臨時職員賃金ということでここに上げていただいておりますが、これについては新規ということで上げられております。このことについてどういうふうなことをしていただけるのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

寺山議員にお答えいたします。

先ほど財政課長の方からも若干説明がございましたように、最近の子供たちが非常に、障害といえば障害でしょうけれども、そういう子供たちが多くなっているということと、もう一つは、特に新入生を含めて学校になれるためという部分での補助をしていく、そういう助手を教室に配置していかないと教室が成り立たないような状況も一部出てきております。そういう意味で、ぜひ今回はということで、単独でございましたけれども、つけていただくようにということで教育委員会としては要望いたしまして、今回つけていただいておりますのでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

名称で言ったら発達障害とかいろいろなものがあるかと思いますが、そのような障害と言えない、また障害と見なした方がいい、何とも言えないはざまにある子供たちが最近多いわけなんです、新入生を中心にということでありますけれど、人数的に何人とか、各学校に必要であるとか必要でないとかあると思いますが、その辺は1名じゃなくて、それぞれに応じて配置をしていただけるのか、お伺いします。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

人数は一応今3名予定をしております。多ければ多いほどいいわけですが、今次長の方から申しましたように、障害のハンディ等を抱えた子供がかなりおります。その子そのものもそうですけれども、ほかの生徒への影響等もございますので、できるだけそのあたりに支援をしていくという一つのきっかけにしたいと思っております。

どこの学校に配置するかにつきましては、最終的に、何ですか、学級編制といいますか、人数が確定しましてから考えたいというふうに思っております。一応の案は持っておりますけど、もう少しまだ流動的な面がございますので、そのようにしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

財政が厳しい中でこのような配置といいますか、配慮をしていただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。ページ数で言いますと179ページ及び181ページになります。教育振興費の中に扶助費という項がありまして、要保護準要保護児童就学援助費という、これは小学校、中学校に掲げられておりまして、小学校が5,983千円、中学校が6,273千円というふうになっていますが、これは大体どのような形での扶助になるのか、とりあえずその辺の御説明をお願いします。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

ここでいいます要保護準要保護ということでございますけれども、要保護については、生活保護を受けているところの世帯の子供たちということと、準要保護はそれに準ずる、若干生活的にはいいんでしょうけれども、それに準ずる形での世帯についての助成という形になります。

中身は、学用品、通学用品等、それから、それこそ学校の給食費、それから修学旅行費、それから学校が指定をした、例えば歯医者さんに行かなければならないというふうな、そういう指定をした医療機関にかかったときの助成等についてでございます。

これで、要保護につきましては、先ほどの学用品等については保護費の方でも見てありますので、準要保護とその辺が若干違います。

ちなみに、17年度の対象でございますけれども、準要保護の児童・生徒数が小学校で109名、中学校で51名、要保護につきましては、小学校が4名、中学校も4名ですね。全体で

168名というふうな状況でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

要保護については、ここでの質問はちょっと控えまして、準要保護について質問をさせていただきたいと思いますが、現在小学生 109、中学校で51名というふうに説明がなされましたが、鹿島においては、この人数というものは推移的に見たら多くなっていっている方向なのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

今の社会の状況から言いますと、全国的にはふえる傾向にあるという一つの資料がございますが、鹿島に当たっては、昨年度よりそうふえてはおりません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

鹿島においてはふえていないということを聞いて安堵したわけなんです、安堵したんですが、人数的にはやはり多いんじゃないかなというふうに、多いといいますか、こういうふうなものがなくなるのが一番いいんですが、そういうふうな感じがしています。というのは、昨今新聞等でこの準要保護という数が非常にふえてきていると、そして、財政も逼迫しているというふうな要因の一つになっているというふうなマスコミ等の状況をお知らせするものがありますので、その辺の心配が鹿島においてははないのかなということを考えたので、ということは、今のところそうまではないというふうにとらえてよろしいんでしょうか。

ぜひ、その辺についてどういうふうな指導を今後なされて、指導といいますか、指導をしようがないですね、子供たちの問題ですから。財源の内訳等に対しまして逼迫しないようにというふうに思いますが、ですが、これは子供たちに何ら責任がないわけで、また、それを保護する保護者にも責任が私は全くないじゃないですけど、ないというふうにとらえたいわけですね。

それで、こういうふうな子供たちが今後ふえないようにするためにはどういうふうなことが必要というふうに考えていらっしゃるのか、その辺を聞いて、これはおしまいにしたいと思います。簡単で結構です。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

ふえないようにということでございますが、今日の状況は非常に生活的に厳しい状況がやっぱり一方ではあるわけです。だから、そういう意味では、その改善というのも当然あってくるとは思いますけれども、ここの申請の状況を見てみますと、母子家庭なり父子家庭なり、そういう片方の親だけの部分というのも結構人数的にあられるようです。だから、この辺も一つの増の要因にはなっています。だから、それをやめてくださいという話にはならないでしょうけれども、現実的にそういう状況が今鹿島の方でもふえつつあるということでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、ありがとうございます。大変難しい問題でありますので、子供たちが平等に健やかに育つように祈るばかりであります。

では、次に移りたいと思います。

これはページ 134でお願いをいたします。ちょっとこれ私が勘違いしていたら申しわけないと思いますが、保健衛生費の中で委託料で健康審査というふうなものがなされています。そして、最近18年度各種健康日程表というものが来まして、今橋川議員が申されたような中身にも関すると思いますが、私たち市民について、基本検診、また胃がん検診、それぞれ子宮がん検診等、これを受けたらこういうふうなものに丸をつけてというふうなものが出されているわけなんです、これについての回収方法というものが、ちょっと私の理解が間違っているとしたら申しわけないんですが、回収方法としては、下記の場所に回収箱を用意しますので投函をしてくださいと、そして、期限の締め切りは3月17日ということで書いてあります、提出方法ですね。そして、提出場所としては、保健センター、これはエイブル、生涯学習センター、これもエイブル、図書館エイブル、保健健康課、これは市役所の1階、そしてまた、それぞれの公民館、鹿島、能古見、古枝、浜、北鹿島、七浦というふうなものが示されておりますが、こういうふうな方法で果たして多くの市民全体に出されたこの日程、何といいますか、これが回収できるのかというふうなものに私は非常に不安を覚えたものですから、こういう回収方法というものがどうしてなされたのか、これはことし初めてだと思いますけど、どんなでしょうか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

3月初めだったと思いますけど、市民の皆様方に各種健康診査の御案内ということでやっ

ております。そしてまた、日程等も差し上げておるところであります。

そういう中で、回収の方法についてであります、昨年から各施設等に回収箱を用意して回収をいたしております。

これまでは区長さんを通じて、多分見開きのままお願いして回収していたと思うんですけど、やっぱり個人情報等もございまして、今は封書で差し上げて、回収につきましても回収箱の中が見えないような形で回収を行っているところでもあります。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

昨年から出されたんですね。私がちょっとその辺は確認をしていなかったんですが、これで多くの方がそこまで持っていけないと申し込みたくても申し込みがなかなかできないというふうなことをおっしゃっておいりましたので、こういうふうな回収方法も一つはとっていいと思いますが、もう少し個人情報の問題もありますが、何かいい方法がないのかなというふうに私は思います。

というのは、受けたくても、これをしたくても回収箱まで持っていけない方がたくさんいらっしゃるわけですね。それで、そういうふうなことについての苦情等は来っていないのかどうか伺いします。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

今現在回収中ではありますけど、苦情等は特段あっておりません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

苦情があっていないというのは、何か私不思議なんです、私にはたくさんの方が、ぜひこういうふうなことはやめて、なんとかいい方法をもっと、個人情報というふうなこともありますけれど、これを回収することに、封に入れたり、または検診を受けることについて困るというふうなことが今までなかったから、今までどおりしてほしいというふうな声もあるわけなんですね。そして、持っていきえんけんが、持っていってくださいという方もいらっしゃる。それは別に問題ないんですが、持っていってくださいと言える方と、これをもう回収にだれも来ないと、そして、またそこまで行くこともないと、ということで検診を受けずに終わった方も、私は多分多くいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺についてもう少し考慮してほしいということは、これは要望というよりも、するべきじゃないかなというふうに私は思います、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議員には苦情等も、お話を聞いておられるということでもありますので、18年度につきましては、もう現方法で実施いたしましたので、19年度以降はそこら辺再度検討いたしたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

苦情が来ていないのが幸いだと思いますが、それぞれあられると思いますので、来年に向けては検討をぜひしてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、介護保険についてのところ、介護保険といいますか、ことしから包括支援センターというものが実施されることになりました。それに基づいていろんなものが福祉の分野で変わってくると思いますが、その辺について、保健師については地域包括支援センターに派遣するということになっておりますが、鹿島市役所内におけるそういうふうな保健師についての影響が出てくることがないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。ページで言わにゃいかんですか。ページで言いましたら、説明の方の23ページでお願いをしたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

現在、保険健康課には予防係に6名、長寿社会係に1名、それから国保係に1名、それから福祉の方では、障害者関係に1名、それからみどり園に1名、それから、出向で介護保険事業所に1名、計10数名の保健師が職員としております。そういう中で、今回地域包括支援センターを課内に設置いたしますが、その中の人員体制ですが、保健師を1名置くようになっております。そういうことで、今考えておりますことは、保険健康課内の1名を地域包括支援センターに配置がえするという計画を持っておるところであります。

不足しないかということではありますが、一応長寿社会係に現在も介護予防関係で業務している保健師が1名おりますので、そっちからの配置がえになろうかと思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

この地域包括支援センターについては、一般質問でも私質問をしてきたところであります

が、私の時間配分が悪くてなかなか思うように質問ができなかったところでもあったわけです。

今回、この地域包括支援センターを鹿島市の単独事業として実施をしていただくということは本当に私はいいいことだなというふうに考えます。そういう中で、業務内容が今まで市の福祉でやっていた部分をこの地域包括支援センターに持って行って仕事をするというふうになります。その辺の違いというものが市役所内に出てくるとしたら、どういうふうなものが出てきて、今まで福祉でやっていたものが地域包括支援センターの方に移されるというのが、具体的にわかったら、その説明を受けて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

現在、介護予防事業というものを国県の補助を受けてやっておりますが、それがそのまま地域包括支援センターに移行します。それから、新たに包括すべき支援事業というものを行いまして、この中には新予防給付という事業も取り組んでおります。これは現在の要支援1と要介護1の一部の方たちのケアプランを作成するものであります。そういうことで、大きくはこの2点を事業として行います。

福祉からの移行ということでありましたが、福祉からセンターに移る事業はございません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

福祉の部分的なものといいますか、市役所の内部でやっていたものを今度地域包括支援センターに持っていきながら、そして、予防ができて介護を受ける方が少なくなって、そして今度はこの介護保険料を安くすることができるようなシステムになっているかと思いますが、この地域包括支援センターが本来の意味できちんと運営といいますか、理解がなされて運営がなされないと、基準的な介護保険料が今回佐賀県で一番高くなるというふうなものになりますが、今回の地域包括支援センターの運営によってこの保険料の左右が私はなされると思いますので、ぜひこの地域包括支援センターが制度にのっとってきちんと運営されるように希望をして、私の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。二、三点質問いたします。

最初に 145ページ、農林水産業費の中で有害鳥獣の被害防止対策事業、この件でちょっと

お尋ねいたします。

昨年やったですかね、僕も有害鳥獣に対して質問いたしましたけれども、この対策事業でことしはどのようなものをされるのか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

有害鳥獣の対策の事業の内容ということですが、これはこれまでどおりに広域での協議会での取り組みということになります。具体的な対策の内容ですが、猟友会の方に対する捕獲のお願い、それから電気牧さくとか、それから箱わな、くくりわな等の設置、そういった内容で、今までの広域協議会での取り組みということでの内容でございます。

あともう一つは、転策の関係いたしますハトとか土バト、そういったこと等に対する内容もこれまでどおりの内容で有害鳥獣対策ということで継続をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4 番水頭喜弘君。

○4 番（水頭喜弘君）

わかりました。予算の方が去年のあれからして余りふえていないような感じがするんですけど、どうですかね。特に去年は、何か箱わなに対して力を入れられていたという感じがするんですけども、特にイノシシ等に限ってはかなり厳しい現状があるんじゃないかと思うんですけども、若干というんですか、どうですかね、現状は物すごくふえているというんですか、ということをお聞きしたんですけども。特に猟友会にお願いされて、そして、対策としてしっぽに対して5千円やったですかね、そういうのをされたり、それから、例えば自分が直接とりたいということではなをしかけたら、もう自分でわなをしかけられないかということで、どうしても猟友会の方をお願いしなければいけないということで、何かそういうふうになちょっと、僕は記憶が定かでないですよ。そういうふうに答弁されたんですけども、そういうとで現在の、予算をこれだけつけておるんですけども、現在の実情、どのように——やっぱり依然としてふえている状態なのかですね。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

被害の状況ですが、イノシシにつきましては、捕獲の頭数、これは鹿島に限りましては、前年度の146頭から17年度は捕獲頭数120頭ということで減っております。ただし、先ほど申し上げました広域ということからいたしますと、嬉野が17年度283頭ということで、これがかなり頭数としては増加をいたしております。

それからもう1点、予算的に余りふえていないというふうなことですけれども、これは県と市町村で行う事業でございまして、県が補助を行うものですから、この事業費の枠につきましては、県の予算、これとの関連がございまして、18年度も見込みといたしまして予算計上をいたしている状況でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。どうも本当ありがとうございます。

次に160ページ、土木費の工事請負費の中で単独市道整備事業ですね、これと、そしてこちらの方の当初予算の参考資料の中に、ちょうどこれじゃないかと思います。15ページですね、ここの中に、主要市道整備事業の中に、野島～鮎越線というのが36,522千円予算額として上げられております。これはおかげで当初から比べればかなり短く進められて、5年以内というように聞いていますけど、今どれくらいまで大体進捗しているんですか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

野島～鮎越線につきましては、23年度（371ページで訂正）までに終了予定で、今年度末予定で30.2%の進捗状況でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

どうもありがとうございます。23年度までにということで、よろしく願いしておきます。

では、もう1点だけお聞きして、これで終わりたいと思います。

ページとしては124ページ、民生費の児童福祉総務費、この中で若干僕が勘違いしているものもあるかもしれないけど、実は放課後児童対策ですね、ここの中で今、学童保育が取り組まれているのが鹿島小と明倫小と浜小ですかね。この明倫小の件ですけれども、これが小学校1年生まで、以上はもうだめだとちょっとお聞きしたもので、この実情、なぜこのようになったのかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

うちの方で放課後児童クラブ、小学校で実施しておりますのは、先ほど議員おっしゃられましたとおり、鹿島小学校のわんぱくクラブ、それから明倫小学校のげんきクラブ、それから浜小学校の光の子、3小学校で実施をしております。

この中で、お尋ねのげんきクラブ、明倫小学校の部分につきましては、1年生だけだということで御指摘がございましたが、実は明倫小学校は定員が25名程度ということで実施をしているところでございます。げんきクラブについては、平成14年の5月から実施をしております、14、15、16、17とほぼ定員並みということで、今まで全員受け入れをした経過がございます。ただ、今年度に限りまして、実は定員25に対して54名の申し込みがございました。新たにこれだけ受け入れるということになりますと、受け入れる施設がございませんので、学校の方とも検討して、どこかないでしょうかというふうなお話もしましたが、最終的にその受け入れができるような場所がございませんでした。

その結果、今回申し込み者が、1年生が27名、例年の約倍申し込みがございました。それから、2年生が20名、3年生が7名ということで、私どもでもいろいろ検討をいたしました、どこに対して一番必要であろうかということで、今回に限っては1年生と2、3年生とすれば、やっぱり学校に通い始めたばかりということで、そこに対してが一番必要性が高いんじゃないかということで、非常に心苦しいといえますか、やむなくということで苦渋の選択をさせていただいて、1年生だけの受け入れという形でさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

現状はわかりました。多分福祉事務所の方にも電話等がかかってきているんじゃないかと思います。なぜ僕がきょうお聞きしたのかというのは、親御さんが何ですかということで電話がかかってきています。多分市報の方にも掲載されて、説明はそこの中でされたと思うんですけども、現状は、何で1年生だけなのかということでですね。

それで、今の現状はわかりました。本当は25名のところ27名にさせていただいたということわかります。理由も今言われたとおりだと思いますけれども、やっぱり何か、場所等とかそういうことでも検討されて、どうしてもこれでしかできないのか、どういう検討をされたのか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、場所の点でございますが、今使っているところは、プールの横の方に施設を設けております。今指導していただいている先生が2人か3人ということでやっておりますが、どうしてもということで、ぎゅうぎゅう詰めで行えるかということも一つ考えました。ただ、やっぱり保育の延長ということで考えますと、ある程度保育所の基準、1人当たり大体1.9平米ぐらい必要だということがございますので、あんまりぎゅうぎゅう詰めということは、これはできないだろうと。これは先生方とも話をして、そういうことで検討したところでございます。

それで、学校の方でもそういうふうな施設がございませんかということで、実は体育館の一部がございましたので、そこがどうかありませんかということで、学校の方も大分検討をしていただきました。ただ、やっぱり場所的に難しいと、ほかのところに、そこは品物が置いてありますので、それを持っていく場所、物理的にどうしても不可能だということで、どうしてもということでお願いをしたんですが、検討の結果は、なかなか難しいということでございました。それ以外に近くにあればということも、それも含めて検討いたしましたが、なかなか近隣でそういうところはございません。それから、ほかのことも、ここでは差し控えたいと思いますが、ほかの関係機関等にも連絡、確認等をしたわけでございますが、やっぱりどうしても状況として難しいということがございましたので、今回やむなくということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

説明は十分わかりました。何とかできたら今からまた夏休みとかにかけていろいろ諸問題が起きてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、よかったら1名でも2名でも入れる、そういう場所等々もまたいろいろ検討をされたと思うんですけども、それをもう一回いろいろな面で図っていただいて、何とか受け入れができるようやったら、その方向性でお願いして、僕の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

先ほどの水頭議員の野畠～鮎越線の完成予定年度を23年度と言いましたけれど、間違いで、21年度の予定でございます。済みません、申しわけございません。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

17番中島です。147ページですけど、先日橋爪議員も質問されておりましたが、中山間地域総合整備事業については、平成18年度から新規採択がなされるものと信じて、営農計画がなされて、事業主体である県あるいは農政局の指導を受けながらよりよい事業となるように計画案が作成されておりましたが、また、特に圃場整備地域の受益者は平成18年度事業採択に合わせた計画を立て、3年前より新品種の苗を用意し、2年間の育苗期間を経て移植する予定であったのに、不採択ということでありまして、先日、七浦の地区の方から意見書が出されまして、桑原市長は「中山間地には不可欠な事業、県議会一般質問で地元の県議が質問するので審議を見守りたい」と語っておられます。その後、土井県議が取り上げられ、「不採択の理由は何か、復活の見通しはあるのか」とたゞし、古川知事は「この事業の必要性は十分理解しているが、北鹿島地区で実施している地域水田農業支援緊急整備事業や広域農道など継続事業を優先させたため、結果的に予算計上を見送らざるを得なかった。復活は今後の県財政や同事業継続地区の進捗状況を見きわめながら対応していきたい」と答えられておりますが、このことにつきまして市はその後どのように対応されているか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

橋爪議員が一般質問で御質問いただきまして、そのときには、もう何回となく県に足を運んで何とか採択していただくようにというふうな御提言をいただきましたので、その席で私は、そのようにしたいという答弁をいたしております。引き続いて県の方にもアタックをしていきます。

実は、七浦の方のお話をちょっとされましたけれども、おっしゃるように、10年ぐらい準備しとってここに来てこうだったということで非常に憤慨をされていまして、そういったこともありましたけれども、実は17日の日に、これは15集落、関係集落ございますけれど、その代表に集まっていたいて、我々の考え方をまず聞いていただいて、基本は、先ほど申し上げたように、引き続いてお願いをしていきますけれども、そういうこととかを電話では連絡をしとったんですけど、もう一回集まっていたいて我々の考え方を聞いていただきたいと思っておりますので、基本的にはそういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

それでは、私も産業経済委員ですから、次は進みませんが、産業経済委員会も23日には現地視察をして、いろいろ検討することでございますので、これはこの辺でとめます。

ただいま申しましたように、県営地域水田農業緊急整備事業も、実は予算も削減をされるように話を聞いております。その後どういうふうになっているのか、また、北鹿島では排水事業が年々する人がふえてきて、どうしても今度予算が少なくなれば3年間では無理のような感じがしますので、ぜひその辺をどういうふうになっているのか説明をお願いします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

地域水田農業緊急整備事業、いわゆる北鹿島の排水対策事業でございますけれども、18年度の県の予算に98,700千円計上してあるという情報が入ってきております。施工予定面積が70.5ヘクタールというふうなことで、実は3月20日が県議会の最終日で、そこで審議をなされるものと、そこが最終かなという気がいたしております。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

ただいま90,000千円余りついているということでわかりましたけれども、実は北鹿島は265町ばかりふえておりますので、どうしても70町したら3年間で間に合いませんので、ぜひひとつ今後とも努力をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

暫時休憩をいたします。

午後2時34分 休憩

午後2時47分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑を続けます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

六、七点になりますか、質疑をいたします。

予算説明書のページに沿って質問をやっていきます。

まず、132ページの保健衛生費にかかわってですが、先ほど来議論があっておりますように、今度新しく介護保険の制度改正に伴って保健師さんの需要が大変強くなってきております。保健師さんについてはかねてから増員要請が関係団体から出されてきておりますが、特に本市の場合、保健所の統廃合後の今日における保健所と保健師との距離的な関係も新たな

条件が出てきておるという環境、それから、基本健康診査初めいろんな健康診査の後、要検査等の通知が来た。しかし、従来は保健師さんが電話、あるいは直接来宅をされて、その後の精密検査の督促や、あるいはその結果等についての指導等がなされておったんですが、これも要精密検査の通知は出されるけれども、要するにマンパワーによる指導がほとんどなされていないという現実もあろうかと、そういうふうな状況にあるように私は見受けておりますけど、こうした状態で、現有体制で果たして十分足りているのかどうか、そうした認識がどういう状況にあられるのかについてお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

基本健診で要指導とかになった方におきましては、現在、課内に保健師、あるいは看護師等を雇い入れて、その方たちから訪問等で指導してもらっているところであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私の今の質疑の1項について答えをされたんですけど、総合的に保健師の現有体制で十分足り得る条件になっておるのか、不足ぎみであるのか、そこら辺の認識をお伺いしておるわけなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

保健師の数につきましては、現在のところ足りていると考えております。ただ、住民の健康、予防等につきましては、どうしても食生活というものが大きく左右されます。そういうことで、鹿島市には栄養士がおりませんので、そこら辺が今、食改協に一部委託したような形でしておりますので、強いて言えば栄養士が1名不足かなというような感じを持っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私が現場の実態から聞くそうした団体の声からすれば、今の課長の認識とかなりギャップがあるように見受けられます。またもう少し実態を披瀝できるように私も準備をして、改めて本会議で御質問をしたいと思っておりますから、その認識のずれを今私が実感をいたしましたので、一応答弁としてお受けしておきます。

次に、136ページの合併処理浄化槽のこの予算に直接は関係ないことではありますが、先

般の下水道料金の引き上げにも絡んで意見が出ておりましたけど、合併処理浄化槽の年間の維持経費が比較的設置家庭では高いものになっておるという認識ですね。いつしかの本会議でも私提案をしたことがあるんですが、この合併処理浄化槽の維持補修を委託する業者というのは競争原理が全然働いていない。管内の業者にしか頼めないという実態にあります。そういった点では、やはり市民福祉の向上という立場から立てば、いまして競争原理の働くシステムというのがあっていいんじゃないかと、この業界は特異なそうしたものが感じられます。そこら辺について、改善について検討されてきた経過があるのかどうか、あるいは考え方についてどのように考えておられるのかお尋ねをいたしておきます。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

浄化槽の維持管理業者の件で御質問でございますけれども、まず、保守点検をされる業者の方といいますのは、これは浄化槽法の48条及び県条例に規定されておまして、知事の登録を受けた業者さんということがまずあります。この方たちは国家資格である浄化槽管理士を置かなければならないということになっておるわけでございます。その中で今現在鹿島市内で営業を登録されているのは、従来説明をいたしておりますけれども、市内の4社さんと市外の2社さんがあられるというふうなことでございます。ですから、ここら辺の法律に基づいた登録を受けられた業者さんというようなことでございますので、そこは御認識をお願いしたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今年度になってから2回ぐらい担当課長、あるいは部長にこのことについて私も、今議員申されますとおりのことを言いました。その経過についてちょっと、結果的にできていないわけですから、その理由を言いましたので、そのとき私も納得せざるを得んやったことだったろうと思いますが、ちょっとよくは覚えておりませんが、後で説明させます。

それともう一つは、やっぱり業者さん側も市町村別になっているのか、市郡別になっているのかちょっとわかりませんが、業者さん同士の暗黙の不可侵条約といいますか、そういうものも存在しているのかなというふうな、断定的には言えませんが、そういうものも関係があるのかなという気もしております。

○議長（小池幸照君）

答弁。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えします。

それと、公共下水道にかかわる一般し尿の減少に伴います代替業務的なものとしてし尿業者さんによる合併浄化槽の委託というようなことが考えられるわけでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

市長もただいまの回答での認識も大体そう変わらないものをお持ちだろうと思うんですが、今の課長の御答弁によれば、確かに言われるとおりに、知事の認可を受けた業者がしてもらおうというのは当然のことですよね。だから、そのルールはルールどおりやってもらっておりますし、私も公共下水道の普及に伴うし尿くみ取りの業者さんたちの業務範囲の縮小による企業経営との絡み、こうしたものが背景として国の方でもこれを認められておるというのは十分承知はいたしておりますが、競争原理が全然働かないというのがこうした需要供給の関係の中に全然ないという世界はないと思うんです。だから、それを当然として事进行处理していくものを考えていくという考え方が果たしていかなものかというのがあると思うんですね。

市外、もしくは県外の委託料との比較などされたことがあるかどうかわかりませんが、やはり違いがそれ相当にあるように見受けられます。そういった点では、やはり価格協定というのが合法的にされておりますので、いわゆる何ですかね、トラストじゃないけれども、やみカルテルじゃないけど、そういうものには値しないということは私も認識はいたしますけれども、その協定価格というのが果たして妥当な線にあるのかどうなのかという点では、少しやはり行政としても関心を持ってもらわなければ、とにかく業者さんの言い値でしか委託できないというのが今の現状だと思うんです。そういった点で、やっぱり市民生活の観点から行政としての一つの方針なり協定がこういうふうな姿でことしの協定価格はこういうふうになっておると、あるいは来年はこういう形で改定をされる予定なんだという説明がつかないかならんと思うんですね、監督官庁としてですね。そこら辺をお尋ねいたしておるわけでございますし、市場原理に基づくそうした、何というですかね、見積もり、あるいは入札というのが可能なのかどうかわかりませんが、いま少しそこら辺を踏み込んで担当課として検討をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、担当課長。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

結局、合特法の関係ですけどね、合特法なるものが今申されていますように、価格の面まで網をかぶせているのか、そのあたりの実態を私もまだこの場でどうやったか思い出せませんが、そのあたりちょっと切り開いて中身をもう少し研究をさせてください。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それじゃ、以前やったときも、同趣旨の御答弁をいただいたと思います、同趣旨の質問をいたしておりますので。市長のトップとしてのそういう考えですので、そういう方針に基づいたラインの部分での対応をお願いいたしておきたいと思っております。

その結果については、こうした場で特別ただされなくてもこうだったというとき、しかるべき時期には全員協議会という機会もいつもあっておるわけで、少々の委員会もあっておりますので、そうした場で結果の報告をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）いいですね。はい。それじゃ、今市長から自席の方ではいいという声をいただきましたので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それから、これは重複質問になりますが、142ページの農林水産予算が非常に減っておるという点でお尋ねします。

繰り返しになりますが、説明資料の方の7ページで、農林水産業費、先ほど数名の方が質問をされておりますけど、前年比で64.8%の減、背景としては、ノリ協業化の事業が終わったということなど二、三の事業が終わったという点、それから骨格予算であるという点、そういう要素というのは、他の費目でも似たような状態があると思うんですね。特にそういう中であって農林水産業費だけは64%も減ということが奇異に、この数値を縦に比べてみて、支出金の中で100%減というのが、これは特異なものとしてありますけど、断トツ64.8%減というのは、やっぱり農業者がこの予算書を見れば愕然とするんじゃないかと思えます。市の予算配分に対するこの姿勢をやっぱりこういうところで見えてくると思うんですね。非常にそういった点で士気をそぐような予算編成に農業予算の場合はなっておるというイメージはぬぐえないわけなんですけど。

特に市長が本会議でも、決算委員会等での我々議員の質疑に対して、農業予算に税を投じてもなかなか税収としてはね返ってこないと、農業に対する姿勢の非常に後退した発言というイメージを私たちはとっておるんですけど、そういう姿勢の答弁がこうした場所で行われる。そして、新年度予算を見てみれば、骨格予算だといえども、他の目的別の予算の費目ごとに比べてみれば、格別に予算が前年度と比べて低いというのはやっぱりイメージとして私たちは愕然としてしまうんですけど、決意のほどを市長お願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、私が第1次産業主体でいった場合には、1人当たりの市民所得平均ですね、これも当然低いですよと、あるいは税収もそれは上がりませんよと、これはやはりほかの市に比べたら税収が低いやっか、あるいは市民所得が低いやっかと、そういう場合にはやっぱり産業構

造まで入れて考えなければいけないんじゃないですかということをご説明しているわけ
です。何も農林水産業に力を入れないということをおっしゃっているわけじゃないんですよ。やっ
ぱりどこかだけ取り上げて、そして、ここが鹿島は悪いじゃないか悪いじゃないかと、そう
いう議論じゃなくて、全体的に把握をして、そして、バランスのいい議論をしましょうとい
うことをつまり言っているわけです。そういう意味で言っているんですよ。

その結果的には、橋爪議員の御質問にも答えましたように、農林水産業、第1次産業費と
いうのはほかの費目に比べたらずっと桑原市政になってからも高いじゃないですか。ある
いは今度の予算書を見ていただければ、商工費は3ページですよ、予算。農業費だけで20ペー
ジありますよ。力を入れているんです。そのことを力を入れません、そういうことで私の姿
勢を問われても、別のことを説明しようとしているんですよ、それは御理解いただけますか
ね。やっぱり例に出すこんなんですか。おかしいですけどね。

それから、これはさっき部長が言いましたように、表づらだけ見ればそうですけど、6月
補正の肉づけぐらいでもやっぱりかなりの金額肉づけをしますから、その段階で前年度と比
較をしないと、骨格の場合に前年度当初と比較をされても、これはやっぱり議員が一番それ
はおわかりでしょう。それをそのままぎゃんして桑原市長の農業費はぎゃん安うしとっぱい
て、皆さん方の言いんさつこと事態が、プロですから、皆さんもう。そこは理解してくださ
いよ。

それと、決算をちょっと申してみますと、例えば、中村清議員はこの前県の予算額の、県
費の例を低くかとかだけ言いさったばってん、そがんじゃないかわけです。高かときもあつた
でしょう。安かとかだけ言えばそうですけどね、農業費、県支出金につきましてもそうなん
ですよ。

それで結局、平成14年と平成15年と比べれば、これはどうかな、決算で言います、予算で
言ったら骨格とかなんとかありますから、決算額で、平成14年から15年、決算で50%以上減
っていますよ。これですね、その年に大きな事業をすれば、それが完了すれば明くる年はご
くんと下がるわけですよ。これは何があつたかと言いますと、果樹の集出荷施設、これはミ
カンの光センサーの事業が入って、完了したらこれが見つからないとか、あるいはノリの協業化
とか、こういうものが、大きなものが入ってきたら、これが完了した明くる年は低いですよ。
ですから、基本的に農林水産業予算はいろんなその年度に限っての事業を除けば大まか8億
円、7億円といったらちょっと低いんですけど、8億円ぐらいが大体の通常です。それに大き
な事業がのつかった年度は大きくなる。のつからないときは大体それくらいと、そういうふ
うに考えていただければ結構だと思いますので、これは決算書をずうっと洗ってみてくだ
さい、そういうふうになっていると思いますよ。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

旧7市での比較等を見てみれば、本市の農業予算というとは決して劣る割合ではないというのは一般論としてはわかります。ただ、それはやっぱり佐賀市とか唐津市とか、その農業の占める産業の割合、耕地面積を含めて。本市の土地柄がそういう背景があるというのが一つあると思います。

それから、最終的には前年並み程度の大きな事業の竣工したものを外せば、前年度並みの予算が確保できるんだということで、一安心は一安心かなというふうな感じがしますが、鹿島市の独自のその農政という点で一つも目新しいものが出てこない。県の奨励事業、国の奨励事業、これを要するに予算の裏づけをするという形のもの以外に新しいものがほとんど見えてこないと思うんですけど、何か鹿島市独自の平成18年度、あるいは18年度は調査段階かもわからんけれども、19年度以降何か考えておられますか、産業部長。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

事業化を考える場合に、その財源についてはできるだけ市の一般財源ば少のう使う、これはやっぱり行政テクニックの基本ですよ。したがって、国県補助、これがあるものの中で何をやるかと、これは事業化の常道ですよ。そういう面でまず基本的に考えといていただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

農林水産業事業関係の市独自の事業についてという御質問ですけれども、現在というか、今までも農林水産の事業については、やはり農業についてはJA、それから水産については漁協、林業については森林組合ですね、こういった関係団体と何が必要な事業なのか、そういった実施計画、うちの事務でいきますと、庁内事務でいきますと、実施計画にのせる、3年のローリングでのせると、そういった計画性を持った事業展開というのが基本的な考え方でございます。

それで、これまでも現段階で大きな問題となっております水田農業の今後の担い手の問題、こういったことを考えてみますと、これまでやはり圃場整備が絶対必要なところには圃場整備を経営、事業を50年前半からやってきておるわけですね。それで、全体的に必要な基盤整備の必要面積に対する達成率というのは、やはり94%程度は実績としてとなっております。

中山間地域につきましては、したがって、少し低い面がございますので、中山間地域の県営事業ということでまず基盤整備をやろうと、そういうふうな計画をいたしております。したがって、この基盤、圃場整備ということについて申し上げましたけれども、あと

いろんな集出荷施設等ですね、こういったものにつきましても、もう既に核となるものはでき上がってしまっております。あとはこれに対する生産拡大、所得増大というのが、農家の所得増大というのが施策の大きな柱にありますけれども、これについてのどうやるかと、支援をとということになりますと、どうしても国、県の補助事業を最大限に活用しながら、今言われている農政の方向の変更、ここらあたりとにらみ合わせた事業の展開ということになりますので、市独自での予算づけをやって、農業の経営に対する支援という事業そのもの、何かということには今のところ国、県事業の補助事業を活用しながらやっていくという基本的な考えでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

事業を起こすには、できるだけ有利な国県補助制度にのせるというのは私も十分わかりますし、今日の本市の置かれた財政事情からすれば、当然そうした手法がさらにやっぱり実効を上げつつ、国県補助をいかに引き出すかということに腐心をされるというのは当然だろうと思います。

確かに、圃場整備なんか94%以上も達成しておると、これはもう馬場市政時分から言われておるわけでね、馬場市政時分も農政の従来まではハードだったと、今後の農政はソフトに土地改良事業が終われば移さなきゃいかんと、もう馬場市政時代から言われてきましたよ。

そういうことを言うならば、農林公社構想独自の桑原農政、農林公社構想を2カ年かけて検討をされました。どういう内容が構想に上がったのか、議会にも出ていませんからわかりませんが、そういうものを、検討されたものを今度予算化されていますか、どこかに。非常にそういった点で印象として、農政に対する姿勢が弱いという印象は、今のような答弁だけではちょっと不十分だろうと私は思います。と思いますが、もうその点は予算質疑を超える話になりそうですので、一応これでやめます。

次に、145ページの鳥獣被害の関係で、地域によっても違うでしょうけど、最近非常にハトの被害もふえておるようです。私の在住する大字納富分と言った方がいいのか、明倫小学校区範囲内と言った方がいいのかわかりません。鹿島地区、旧鹿島町全域がそうなのかわかりませんが、他地区もそうあるかもわかりません。よく聞こえてくるのは自分の在住地が一番聞こえてくるわけですけど、大豆をまいたと、大豆を3反まいたと、2反はもう芽が出たらなくなっとったと、全部打ち込んでしもうたと、一粒も収穫がされていない、そういう実情もあります、極端な例からいえば。そういった点では、もう少しハトの被害対策というのが研究できないのかなという感じもしますが、そこら辺はどうですか。何かイノシシの場合は捕獲のやり方もいろんな技術的なものが、電気牧さくになってみたり、箱わなであつてみたりということもされていますけど、ハトの場合は、ちょっと言うぎ、猟銃で威嚇する

程度なのかなという感じがしますが、何かそういう方法がないのでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

ハトの被害に対する対策についてということですが、先ほど議員がおっしゃいました予算説明書の145ページ、4目の農業振興費の3番目に農作物保全対策事業補助金450千円というのを計上いたしております。これの内容を申し上げますと、JAさがみどりの鹿島地区の生産組合長連絡協議会というのがありますけれども、その会長さんに長となっていて、それによって、事務局はJAということになりますけれども、ここでJAが450千円、それと市の方が450千円、さらに地元の全農家が200千円ということで、1,100千円の予算で実はそういったハトの転策まきつけ時期の、適期まきされたときのハトの追っ払い対策ですね、そういったことをその対策の中で有効に使っていただいて、協議会の中でお願いをしていると、そういう状況でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今言われた1,200千円かというのは、新規に今度上がった予算ですか。前年もそうなんですか。ということは、前年と変わらんようなことしかせんということでしょう。前年の域は超えないわけですか。そこを聞いておるんですが。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

従来総事業費で1,000千円予算でしたですが、今年度市の方で持ち出し50千円、JAの持ち出しの50千円をまたお願いし、100千円を——今年度じゃない、済みません。18年度の新年度予算案として御審議をお願いしているということでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

どれでも削減基調の中で100千円もふやしていただいてありがたくは存じますが、少しこちら辺研究をしていただければというふうに思っております。

次に167ページ、まちなみ活性化にかかわってですが、ことしの1月13日に都市計画審議会で鹿島市都市計画伝統的建造物群保存地区の決定についてということで愛野克明審議会長から市長あてに審議結果が通知をされたと思いますが、この審議会の答申を得て、今後の本事業の作業日程がどういうふうに転んでいくのか、ちょっと予算の中身では理解ができません。

るので、少し作業日程等をお知らせいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

今後の伝建事業の作業日程ということですが、現在、先日も答弁いたしましたように、文化庁の方に選定の申請中でございます。あと国の方から答申が来ますのが4月以降ということで、はっきりした日時は決まっておりません。例年ですと7月に国の官報での告示という予定になっているそうです。担当課としましては、今後答申が出ますと、地元説明に入って、今までも十分説明はやってきておりますけれども、さらに選定された後にも詳しい内容で説明をやり、保存建物の所有者の今後の希望といいますか、そういうことを取り上げていきまして、19年度からの予算に計上していくスケジュールを組んでいるところでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

平成19年度から具体的な予算案として展開が始まるということの説明ですが、この審議会の答申の中で附帯意見がつけられていると思います。市の各種行政委員会とか審議会等で附帯意見がつくというのはめったにないことだろうと思うんですけど、その附帯意見というのはどういうものであったか、御報告いただければと思いますが。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

都市計画審議会の附帯意見について御報告申し上げます。

まず1点目は、非常に庄金地区の合意形成がまだ不十分じゃないかという意見がございました。これにつきましては、今後私たちも具体策を持っていろんな個人負担分の借り入れ等の検討等を行いまして、あるいはまちづくりを行っていく上でもっと十分な理解をしていただくよう進めていく方針でございます。

もう1点目は、財政基盤強化計画と財政が厳しい中に事業をどう、財源をどうしていくのかという意見がございました。これにつきましては、当然文化庁の方からもじきじきに特別交付税の話もされております。先進地の事例でも確実に交付税が入っているということも聞いております。あるいは、特別交付税の算定分等にも重伝建事業の特別交付税の項目がきちとうたってありますので、それらを勘案して毎年度の特別交付税の額を検討しながら、財政課とも調整を図って進めていく予定にしております。あとは、本当に事業の推進といいますか、まちづくりということで修理だけでなく町並みの活性化ということも言われておりま

すので、十分地元とも親密に協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今言われた同意率の向上と市の中期、これは長期というふうに呼んでもいいと思うんですが、事業の性質上、それからもう1点は、まちづくり全体との方向づけ、整合性、この3点が附帯意見として、条件として付されたわけじゃないけれども、附帯意見として付されたということになっていると思います。特に財政の長期計画とのすり合わせですね、この点については、当日の審議会での決定を見合わせて、その辺の整合性はもう早い時期から指摘がされておった問題であって、その整合性、裏づけを明確にしてから審議会としての決定をすべきじゃないかという意見も出されたと思います。

そういった点で非常に重要な、しかも、やり出した事業というのは、やっぱり着実に実効が上がる事業にならなきゃならんわけであって、そのときの財政事情で進んだりとまったりということにはならないと思います。そういった点での財政の総事業費と本市の財政見通し、それから、今新しく課長が情報を提供されました文化庁の話によると、本事業に対する特別交付税措置も検討に入れられる可能性も出てきたというようなことでございますならば、そういう問題も含めて全体の本市の財政計画とのにらみ合わせというのは、どうしてもこれはしていただかなければならない課題だろうと思っております、場当たりで事業をするということではなくてね。そういった3点についての特別の意見がつけられているということはひとつ十分念頭に入れていただいて、その意見に対する答えは早い時期に出していただくようお願いを申し上げておきたいというふうに思っております。

最後にいたします。180ページの教育費の関係で、使用料及び賃借料のところのパソコンの使用料及び賃借料の中で、特にその説明の中の一番したのパソコンリース料というのが、このパソコンが現在どの程度の数があって、各校にどれだけ配置をされて、そのリース料というのが1台当たりどの程度のものになっておるのか、今わかれば説明をいただきたいと思うんですけど。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

今、市内の小学校にはそれぞれ22台のパソコンを配置しています。それから中学校には40台の配置をしています。

それで、それぞれのパソコンのリース料ということでございますけれども、これは今1年から5年、5年間のリースということで今行っていますが、一つ大体162千円ぐらいから

あります。そのときの契約単価で若干違いますが、その前後ぐらいで契約を行っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私がこれをこの質疑に取り上げたというのは、パソコンが最近はかなり本体そのものの価格が、海外のパソコンもかなり入ってきたということで、相場がやっぱり下がっているというふうに思います。私も当初買ったときは、パソコン本体とプリンターだけで 600 千円かかったですよ。この間、私は外国ものですけど、入れましたけど、本体が19インチの液晶ですよ、デスクトップ方式ですけど、60 千円代ですよ。もう 4 年ぐらい使いよっですけどね。今の御説明でいくと、5 年もののリースで 1 台 160 千円ということであれば、私のパソコンであればあと 1 年すぎ元取っということですよ。ということで、リースの方が果たして有利なのか、買い取りの方が有利なのかという議論があるんじゃないかと思うですね、予算を編成される教育当局にもあろうと思います。あるいは、予算を握る財政課とのヒアリングの中でもあっておると思いますけど、そのリースを選ばれておるという理由がそっちが有利だから選ばれておると思いますけど、そこら辺の事情はどういうぐあいになっていますか。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

一つは、購入となれば一括的に金額が要りますので、これが今小学校 7 校ございまして、中学校が 2 校ですので、これを今のところでもその年によって数が、リースの更新の月が異なっていますので、それがなるべく平準化するようにということで、ことし財政と協議をいたしまして今やっているところでございまして、これが購入となれば、一括して額が集まってくるという部分がございます。そういう意味で、今リースでちょっと年間の支出料を並みになしているという部分も一つはございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

一括購入といえ、確かに何十台というのを一括購入となれば、ごぼ一と山が来て、その年はかなり対応できないという話も出てくるかも知れませんが、5 年というリースされて、また更新なのか、また新機種にリースがえになるのかよくわかりませんが、平準化するという意味では、そういった財政上の利点は出てきますけど、総額計算をすれば、5 年のこっちの財政計画と見比べてみれば、結果的に市の財政負担がどちらが高くつくのかという点がやっぱり一番大事な、財政面からそういうことだろうと思うんですけど。

それから、いま一つは、このリースは入札制でやっておられますか。入札であれば、何社ぐらいで入札されているか。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えします。

今手元にありませんが、市内の業者を含めて四、五社で今やっていると思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

こうしたOA機器はもう日進月歩ですね、その性能も日進月歩、価格も日進月歩です。もうデジタルカメラなんていうのは高ねの花やったですよ、出がけは。今はもう普通のノーマルのよりも安いですね。そうした時代の変遷に見合う検討を十分されながら、購入かリースかの選択をされているとは思いますが、そこら辺は今後とも市の財政面から考えても、あるいは学校での使い方、使い勝手のよさから考えても有利な方法を検討された上でのことしのそうしたリース予算措置だったと思いますけど、検討されていくように特にこうした機種はそうですので、旧態依然じゃないけれども、前年度実績と、往々にして行政というのは前年度実績を踏襲するという体質がありますので、変化には対応できることで今後も対応していただくようお願いをして終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

何回も何回もこの場で農林予算ですかね、質問されましたけど、960,000千円が340,000千円に減っていると。そういう中で、先ほど部長の答弁で、肉づけすれば820,000千円になるというふうな話をされましたけど、その明細、5億円ばかりふえるわけですけど、ちょっとわかりますか。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

820,000千円というのは骨格部分を我々課長と2人で抽出して出したのが総額こうでございます。ここで、じゃあ一つ一つ皆さんのところにお示しするというのは、本来は6月に審議をしていただくというような形になると思いますから、それはちょっと御勘弁いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

50,000千円程度やったらそれでもいいんですけどね、約 340,000千円から 820,000千円、かなりの金額なんですよ。ですから、そういう裏づけでも何かあるのかなという不安を抱いたわけです。そこでお尋ねしたわけですけど。

というのは、恐らく今の、財源はどこから持ってくるか、例えば、5億円増額する場合、財源はどこにあるのかという非常に単純な疑問を感じたわけです。その点どうですかね。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

肉づけの財源をどこから持ってくるのかというお尋ねでございますけれども、基本的に今骨格予算にいたしました事業とかはある程度は財政課の方で各市町、他の市町村の実態あたりを調べまして、それに準じる形で取り扱いをいたしております。基本的に大きいのは投資事業です。投資事業についてはもうほとんど骨格の方に回していると。それから、政策的なものについても新規事業あたりについては骨格で見ますとか、そういう手法で取り組んでいるところでございます。

財源につきましては、まずその各事業ごとに国庫の支出金なり県の補助金、それから地方債、それから、私の方が当初予算のときに説明いたしましたように、普通交付税が 456,000千円ですね、最大見込みからは留保いたしております。そういうことで、国の補助金、それから県の補助金、それから地方債、それと交付税で留保いたしました一般財源、そのあたりで6月に事業を提案いたしまして御審議いただくものと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

国、県の補助金、そういうことも言われましたが、当然そういうことを考えておられるだろうと思います。

そして、交付税ですかね、4億何千万円かふえると、交付税はふえても今までの税に3年か4年間、この経過を見ると、例えば、今減らしていますね、基金から3億円、それに算入して基金が全然減っていかないと。多分そういうふうに戻されると思います。4億何千万円の中から基金が減らないようにするためには3億円回すと。そしたら事業費に回せる金はちょっと少なくなるんじゃないかなという疑問を感じるわけです。

そして、結局、交付金がふえると、交付税がふえと、460,000千円ですかね、そういう予定であると言われましたけど、今までの経過を見れば交付金がふえた分は、結局、基金、

減債基金に積み立てると。今、減債基金 3 億円減っていますね。ことしの新年度予算で 29 億円あったのが 3 億円減って、多分 2,560,000 千円ですかね。間違いなく減ったと思います。

ですから、「(「財調で……」と呼ぶ者あり) その基金が、結局、今まではずっと国から交付金がふやされてもそっちに積み立てられた。そういう可能性はないのかと、事業費に回せないんじゃないかとちょっと聞いているわけです。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

17年度 4 億円の当初予算で財政調整基金を取り崩して予算を組みまして、最終的にあらゆる財政の歳出と削減の努力、それから、歳入の増の努力、そういうこともろもろ全部合わせて 4 億円の取り崩しを回避したということでございまして、基本的には、中期財政計画の中でお示ししておりますように、単年度で投資事業につきましては、政策的経費につきましては、4 億円の一般財源を確保できる努力をした後に 4 億円の基金の取り崩しを回避できているということでございます。

18年度の 3 億円についてはどういうことなのかということでございますが、もう私の方の説明申し上げましたように、どうしても当初予算の段階では、歳入につきましては、かた目に見ざるを得ない。それから歳出につきましては、すべて大きく、漏れてはいけませんので、大枠でたくさん、かたいと言うといけませんけれども、最大限見込めざるを得ないと、そういう形の中での年間での 3 億円の不足ということになっています。

ただ、これにつきましては、17年度の決算で繰越金あたりがまた出てまいります。例年繰越金につきましては 2 億円あります。そのあたりを補てんしながら何とかこの 3 億円については圧縮していきたいということで、今の段階では普通交付税については全体の事業費の目標額に充当していきたいと、その全体的な見込みでございますけれども、そういうところでのあらの見込みは立てておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

しばらく経過を見ないと、結果は 6 月議会でしかわからないということだろうと思います。

それと、先ほどまちづくりの件なんですけど、私もこの件に関してはいろんなところ、伝統的建造物、会場を見に行きました。もういろんなところに行くたびに伝統的建造物の建物があれば、もう視察と申しますか、いろんなところに行って感じることもあるんですけど、やっぱり同じ予算を投じてても本当に歴史的な文化のにおいがする町と、ただこれはつくり直しちゃっただけやっかと、これは全然歴史的な愛着を感じないのと、そういう違いが、恐らく

予算的にはほとんど一緒ぐらい投じられているけど、結局、その結果が本当違います。ですから、これは恐らく担当者の松浦課長にある意味ではすべてがかかっていると、私はそういうふうに感じます。

それで、本当笑い事じゃないんですよ。今から予算を投じるわけでしょう、何億円て投じる。じゃあどういう町をつくるのか、どういう酒蔵通りをつくるのか、本当に担当者の腕にかかっていると思います。

ですから、せっかく投入するんだったらいろんな観光客に来てもらわにゃいかんと、活性化のために来てもらわにゃいかんと、そういう中で、例えば、このまちなみ活性化事業、この旅費が、これ幾らですか、32千円ですか、ほかに例えば課長とか3人の職員ですけど、勉強するための予算ありますか。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

旅費についての予算が足りるかということでございますけれども、今まで私たちも初めての課ということで、平成16年度、17年度いろんな文化庁の研修会とか、あるいは他地区の研修会といいますか、いろんなまちなみのシンポジウム等がっておりますけれども、できるだけ私たちも参加したいというふうに考えて見てきました。それらについては本当はもっと行けたらいいんですけれども、私たちもここ一、二年は業務も大変で、なかなかゆっくりといきますか、他の市町村の先進地を見ることができなかったこともございますが、今後はできるだけの機会を有効利用していきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

これは本当繰り返しになりますけど、例えば、私たち何かつくる場合、いろんないいところ悪いところ見てきますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）20カ所、30カ所、普通だったら見に行かれると思います。ですから、ぜひ課長もこれはいろんなところに行ってもらって、感性を磨いていただいて、そして、文化的なもの、本当歴史的なおいのするすばらしい酒蔵通りをつくっていただきたいと、そういう思いでございます。

私の意見はそういうことで終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。今非常に全国的に見てもそうですし、鹿島においても全く同じような状況だと思いますが、国民の所得が非常に下がっているというような中での今回の予算編成、

本当に私も長い間こういう仕事をやっておりますが、ここまで市民の暮らしがいろんな面で行き詰まったときはなかったんじゃないかというようなことを考えながら、今回の予算づくりを見ております。

特にそういう流れの中で国の予算自体も本当にそういう人たちに手を差し伸べるということじゃなくて、例えば、定率減税の問題なども含めて3兆4,000億円の負担増というのですかね、そういうのが盛り込まれたというようなことで、国の予算も本当にこれからどうなるだろうかなということで見えておりますが、今回説明をいただきまして、本当に鹿島市も全く同じような状況の中でやられていくんだなというのを非常に私は強く感じながら見たわけですね。

特に今回税収が、これ幾らになるですか。78,000千円の増ですね。税収が、これは何で増になったかという、定率減税の見直しなどを含めて78,000千円の増だということの御説明があったと思います。まさに国の政策がそのまま当てはめられたということだと思います。ということは、結局、市にとっては78,000千円の増であるけれど、ということは市民にとってみたらその分の負担増だということで、裏返せばとれると私は思いますがね。

そういう中で、非常にこれからは市民の負担がますます大変になっていくと思われませんが、例えば、18年度予算編成に当たってというところで、今後の行財政運営方針というところで、最後ごろのところで、市民に過重な負担を求めることを回避し、可能な限り現在の行政サービス水準を維持向上させ云々というのが書かれておりますね。私は、ここの文章を見たとき、全く別のところの行政のが書いてあつとやなかろうかなというような感じがした。

というのは、もう既に、補正予算などでも具体化をしましたが、公共下水道の料金なり国民健康保険税の値上げなり、いろいろと市民の負担増というのは来ているわけですね。市民に負担増をさせないために、結局、財政基盤強化というのが取り組まれているということですが、どこにそれが生きてくるのか、私にはそれが見出すことができませんが、その点について御説明なりお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員おっしゃるように、税制改正によって鹿島市はそのまま従っているというような予算をつくっているというような御指摘でございますが、基本的には、やはり市町村、地方公共団体は国の大枠での行財政の仕組みの中で行政運営をしていくという仕組みでございます。税制、それから交付税の制度、それから国県補助金の制度、このあたりにつきまして、やはりどうしても国の制度に従わざるを得ないということから、こういう予算になっておるということを御理解いただきたいと思います。

それから、基本的にここで御指摘いただきました可能な限り現在の行政サービス水準を

維持、向上させると、それを過重な負担を求めることを回避しということでございますけれども、過重な負担というのが基本的に、冒頭申しましたように、国の制度とか、それから、特別会計につきましては受益者負担の原則というのがございます。そこらあたりの部分については、その流れの中でお願いをする。ただ、それ以外に一般の行政経費を執行する上において、過重な負担、例えば施設の使用料の値上げとか、そういったものを回避するという趣旨での財政基盤強化制度でございます。

そういう中で、財政基盤の強化計画の中では5年間で25億円の財源を生み出す。もう既に実施しております16、17年度の行政改革の取り組みあたりで既に12億円ぐらいの財源を生み出しておるところでございます。今後も新たな何かそういった住民の負担を求めずにできるような行政改革ができれば、そのあたりもまた検討して25億円をできるだけ大きくしていく。そういう中で市民の皆様へのサービスの低下、それから、少しでもサービスの向上に努めてまいりたいと、そのようなことでございます。よろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今御説明いただきましたが、これだけ削られてきているけど、本当に、ああおかげで削ってもらってこれだけだなという、そういう感じをなかなか市民が受けられないというのが実情ですよ。そこまで落ち込んでいるんですよ。特に私たち議員の報酬だって引き下げの話が出て、一番引き下げになって、さらにもというのがありますが、例えば、私たちの報酬が引き下げられて、この分がこの分皆さんのプラスになったですよというのを具体的に見えたときはどんなに楽しいでしょうね。もっと下げようやと言いたくなりますがね。これだけいろんな要求を出しているにもかかわらず、そういうのは全く受け入れてもらえないというような、そういう状況にあることを私は非常に残念に思いますが、以下質問していきたいと思います。

私は、文教厚生ですから、それに関連することは避けていきたいと思いますが、何かのはずみで出ることもあると思いますので、そのときはお許しいただきたいと思いますが、まず、これは本当に勉強不足でわかりません。

まず、70ページの使用料のところで、中川公園運動場夜間照明使用料と北公園テニスコート使用料が目の組みかえでここにふえてきたということですが、それはどういうことなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

使用料の御質問にお答えをいたしたいと思います。

北公園と中川公園の運動場の使用料につきましては、従来土木使用料の都市計画使用料に計上いたしておりました。５目の土木使用料の方に計上いたしておりました。それを今回教育使用料の方の保健体育使用料の方に組みかえを行っているということでございます。

なぜそうなったかと申しますと、基本的に今回指定管理者制度を導入いたしまして、各施設の管理経費を集中的に教育費の方に組みかえております。その関係からこの使用料につきましても教育費の方に組み替えておるといような関係でございます。

指定管理者制度ばかりではありませんけれども、そういう形で整理をさせていただいているということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃあ、何というのですか、直接担当がかわっていくということですね。じゃあほかにもそういうのが出てくると考えんといかんでしょうね。ほかの項目でもありますか、指定管理者制度なんかをすることによって、今おっしゃったように、指定管理は一緒にして、何ですか、負担金を出していくということになれば、ほかにもこういうのが出てくる可能性がありますかね、ないですかね。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

使用料に限って言いますと、この費目の組みかえだけでございます。申しわけございません、あと指定管理者制度におきまして、使用料につきましては逆に、指定管理者が収入を受けるとい部分がございますので、蟻尾山公園の使用料、陸上競技場ですね。それとか野球場の使用料、そういったものについては逆に私どもの予算からは消えてしまう。指定管理者の方で修理をするという変更はございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃあ、次に 139ページのところに行きたいと思いますが、廃棄物処理等の関連でお尋ねをしたいと思いますが、もう既に御承知だと思いますが、４月から電気用品安全法というのが施行されることになっていると思いますが、これとの関係で、私はまずその法律自体が業者の人に及ぼす影響もそうなんですけど、そうじゃなくて、廃棄物という面の不法投棄とか、そういう面での問題が出てくるんじゃないかなという心配をするんですよ。業者の方はもちろん大変ですよ、もう御存じだと思いますからいろいろ説明しませんが、これはもう四、五年前に決まっちゃったんですが、具体的な対応がされないまま今になって印のついたとは

売れんというようなことで、本当にいろいろ話を聞いていると、文化財というような品物だって売買ができないと、そういういろんな問題があるということで今大騒動になっていますね。

私は、その影響かどうか知りませんが、皆さんも御存じと思いますが、武雄に行きよったら、古物商のあったとがもう店閉まっとつですね。もうそういうところはやっていけんと、そこが、その影響でなったかどうかはわかりませんが、それはそれとして、古いもので印がついていないものが買ってもらえないとかなんとかになりますと、電気製品だってそうですね。うちなんかももう古いのがいっぱいありますが、古道具屋さんが買ってくんしゃれんぎ処分せんばなんわけですが、そうなりますと、私は不法投棄というのがすごくふえてくるんじゃないかと思うんですよ。

そういうことで、私は一つやらずにちゃいけないのは、本当行き詰まっておりますが、そういうことを十分に知らせるということが一つ大事だと思いますし、そういう不法投棄に対する対応をどう考えていかんといかんかというのを今しとかんと、これは大変じゃないかと思うんですよ。この電気用品安全法については、市報で私が見ていないかもわかりませんが、市報でも報道されていないんじゃないかなという気がしますが、その辺、この法に対して、もう目の前に法の施行が来ている段階で、担当課としてはどういう、担当課といいますか、関係課ではどういう対応をしようとお考えなのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

私どもの方では、不法投棄対策ということで言わせていただきます。

確かに、おっしゃるように、かなりの家電品といいますか、が現在でも不法投棄されております。おっしゃるように、そういったことになればまたふえるのではないかというのは懸念をされるところでございます。

今現在、私どもは職員による不法投棄のパトロールを週に2回ほど実施をいたしております。なかなか人員的に厳しくはございますけれども、これを今後も継続して、なお不法投棄には気をつけていきたいと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は、気をつけていきたいというような単純なことじゃないと思うんですよ。これは本当に、どがんとなつかなと非常に心配するわけですけどね。だから、私さっきも申し上げましたが、恐らく十分に知らない市民がたくさんいると思います。失礼ですが、きょう初めて聞い

たばいという方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、やっぱりそういう面では知らせていかなくちやいけないと思いますし、あと、例えば、そういう商標がないものについて、行政として何らかの対応を考えてもらわないと、どうせ、何もなかことで不法投棄さるっちはまず大変ですからね、例えば、そういうのがあれば、期限を決めて市の方で収集をしながら何か対応するとか、そういうことでも考えてもらわないと、これこそ大変になるんじゃないかなという気がします。もちろん、もとのように法が戻れば一番いいわけですが、もともとはこの商標をつけていくということについては、ちょうど耐震偽装と同じですよ、国が責任を持って商標をつけるんじゃないくて、やっぱり輸入業者なり企業に対して自由に付けていいというような、そういう制度化をした、規制緩和のもととがそこに来たんだと思いますが、耐震偽装でわかるように、ああいう大きな問題になった、これだってどういう形で問題が出てくるか定かでないわけですよ。

だから、まずその本元についてはここでどうこうというのは、もちろん国に要請とかできますが、できないわけで、その後の、目の前にこういうのがある、もう本当にあると言って私は言い過ぎじゃないと思いますが、それに対して何らかの対応策を今考えておかないと大変なことになるということを私は言いますが、もう一度御答弁。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

電気用品保安法の施行ということでお尋ねでございますので、これは私どもの方でまだ、最近ニュースで聞きますけど、本年4月からというようなことで、それは当然周知とかなんとかまだいたしておりませんが、やはり市民の方とかにもチラシ等を、周知をしていきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

周知のことは了解してもらいましたが、先ほど言いましたように、要らなくなったものを、商標がついていないものを買って取ってもらえないということになりますと大変ですから、これは市に集めたって大変だとはわかりますが、不法投棄されるよりましでしょう。そして、そこで対応するという。何とか——これは本当後で泣きますよ。担当課がごっといもうほかの仕事がされんでそればかり見て回らばなんというごたっはめになるのが目に見えています。もう課長ははまってさるかんばなんごとなつてすよ。どうですか、ちょっと考えてくださいよ。考えられませんか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

確かにおっしゃるように、今まではリサイクルできるものはリサイクルとしてしていただいております。今回の電気用品安全法の改正によりまして、5年とか10年とかという猶予期間というのがあることになっておりますが、これからはリサイクルができないものにつきましては、テレビ、クーラー等については当然家電リサイクル法に基づいた処分をしていただかなくてはなりませんけれども、それ以外の個人でのお持ちの対象になる電化製品等については、袋に入るような小さなものでございましたら、その他のごみとして出していただくと。それから、大きなものになりますとステッカーを張っていただいて粗大ごみとして出していただくというようなことになろうかと思えます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃあ、後の対応は今のままの処分の方法でいいということで理解していいですね。今おっしゃったように。はい、わかりました。いいんでしょう。

じゃあ、次に行きたいと思えます。

次ですね、先ほどから農業の問題が非常に多く出されてきましたが、私も実態がわからないから非常に心配をするので、ここでお尋ねをしたいと思えますが、全く素人ですし、具体的にわからない面があります。結局、経営安定対策との関連ですがね、私も最近認定農家の方ともお話をしましたが、本当に大変ですね。認定農家の制度ができるときに、いろいろとお話を聞くと、まさにバラ色の説明をしていただきましたが、いつも私もその人たちと話しますが、果たして自分が決められた以上に面積を持っているけど、どういう形で持っているかと聞きますと、あっちばら、こっちばらで、ますます今より以上に手がかかるというふうな状況の中でされておりますし、それに合わせて、やっぱり農産物という価格の安定がないということで、本当に何のためにしよっかいてですね、本当にもう心配するようなことがいっぱいあるわけです。

ただ、今回の法の改正というのが、いろんな意味で、私がよくまだ勉強しておりませんからですが、とどのつまりは、ある程度の基準以下の人たちは農家と見なさないというようなことで、これからどうなっていくかというような、非常に心配なことがある。内容がわからんから余計あるということですね。特に鹿島市の今の実態を見ますと、高齢化が進んでいて、本当にあと担い手がないというような状況もあるわけです。

そういう中で、まず単純なお尋ねをしますが、今回の法が制定をされる。それが実際に動き出してくることになれば、鹿島市内の農家の人たちが農家と見なされるのがどれぐらい残るのか、農家と。今も確かに専業農家というのは少ないと思えますが、それでもそれなりの

対応をされているところがあるわけですよ。しかし、純粹にそういう形でどうなっていくのか、その辺についてまずお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

国の方で担い手農家として基準が定められた方が鹿島市にこれからどういうふうになるかという御質問だと思います。

今現段階では、認定農業者の方で申し上げますと、現在 151名でございます。それから施設園芸をなさっている方が約 250名いらっしゃいます。それで、19年度からの新経営安定対策事業、これによって集落営農を推進しようというのが現在の基本的な考え方ですけれども、まずもって 250名の施設園芸農家の方、それから、その中には 151名の方、当然認定農業者の方が含まれますけれども、そういった方々は園芸単作なのか、園芸プラスの水田との複合とか、いろいろな複合の形を、大体主体的には複合ですけれども、そういった形で農業としてやっていくという将来設計を立てていらっしゃると思います。

ただ、今回の制度については、水田農業についてどうあるべきかということでの考え方でございます。それで、水田農業ということでもありますので、当然水田農業の主たる作物というのは米と麦と大豆でございます。それで、この3品目については、現在鹿島市でも圃場整備の整備率も高うございますし、そういった状況の中でできるだけコストを下げようということで機械利用組合もできております。そういったところで、コストを下げてここまで来ておりますけれども、さらにこれ以上米価の下落、こういったことを前提に集落営農を進めて担い手農業者を中心にした集落単位の集落共同体、これに小さい小規模農家の方、それから、高齢者農家の方、こういった方たちもその組織の中に加わっていただいて、そして、集落営農の中における役割を担っていただくような形、そういう中での集落営農を担い手ということで位置づけをしまして、今後は認定農業者の小規模、大規模農家と、それから、集落営農組織ですね、これを今進めるということで関係機関と一緒にやっておる状況でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに、今課長のおっしゃったのを聞けばすばらしいですよ。零細の農家の人たちがその中に入り込んでいって一緒にやっていく、現実的にその人たちがその集落に入っていってやっていけるんですか。本当にですね、例えば、ある程度つくったって、そこそこの財政規模とかいろんなのがあると思うんですよ。その辺もあると思いますが、もっと大変なのは、今高齢者で何とか自分たちだけでやっている人たちね、その人たちも入っていって

やれるという保障があるんでしょうか。生活の保障していただくだけのことがやれるという保障がある。それがあれば、今御説明いただいたのは私は素晴らしいことだなと思いますがね、その点のところはいかがお考えですか。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

この経営所得安定対策というのが出てきた背景というのは、もう既に松尾議員御存じだと思います。WTOの影響なんです。強い日本農業をつくっていかんと今から世界に通用せんよというのがそもそもの発端なんですね。じゃあどうしていくかということなんですけど、おっしゃるように、集落営農という形で団体で維持していくというのは、おっしゃられるように簡単にはいきません。そこで、今農協と我々が部落座談会で回っているのは、いかにしてやっていけるような、簡単に言えばですね、そういう話を今幾度となく重ねてやってきていますから、もうこれも余り何か日にちがありませんので、早目にこれはもうまとめてしまわんばなんとでしようけれども、おっしゃるようなところが一番課題としてあります。ありますけれども、そういうシステムでいかざるを得ないということがもう前提としてあるものですから、何とか皆さんが生きていけるような形を模索していきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

これまでの国の農政を振り返ってみますと、その都度その都度政策が新たに出てきたときは今のような考えであったと思うんですよ。私ももう36年になりますが、いろんなのが出てきましたよね。だれもがそのときそのときに、ああこれでようになっていくばい、ようになっていくばいというような希望を託してやったんじゃないですか。多くの農家の人たちが犠牲になりましたよ。行政は仕事ですからね。しかし、一番大変だったのは農家の人たちですよ。そして、今のようにどん底まで来たと私は言っていると思いますが。さらにここにが一んと何かハンマーでたたくようなことを今やろうとしていると、私はそう言いたいんです。

だから、今ここで皆さんにどうということは申しませんが、しかし、今全国的な流れを見ますと、こういう国の制度の中でも、ただ単に国、県の制度にのっかってというんじゃなくて、そこそこの具体的な政策を出しながら取り組んでいらっしゃるところはあるんですよ。だから、ぜひやっぱり少しでも本当にその制度が私はこの制度で農家が立ち直るなんて、それは一部の大きなところはいいいでしょう。利益が上がっていくと思いますよ、ある程度。しかし、そういうことじゃなくて、日本の農業というのは、零細で家族が本当に二代三代一緒にいながらやっていったんじゃないですか。日本の農業というのはそういう農業だったんで

すよ。それを我がところの子供の首は締めてよそこから米は輸入するわ、農産物は輸入するわで、ばかばか削ってきたのが今までの農政ですよ。本当に許せないのが自民党の農政ですよ。そう言いたいですよ。

だから、ここで具体的に変えてしまえと言ったってできないですから、ぜひ全国的ないろんな経験も生かしながら取り組みをしていただきたい。本当に鹿島は農業が盛んになれば、税収は確かに少ないかも知れませんが、やっぱり農業が盛んになる、第1次産業が盛んになることが鹿島の経済を立て直していく大きな力になると私は思うんですね。そのためには、何度も言いますが、国の根本の農政を変えるしかないということがとどのつまりですが、そういうことは皆さんしっかり胸にとめてください。

次に行きます。

165ページです。ちょっとこれ私も気づいたんですが、需用費の中でポケットパークの電気代、水道料というのがありますが、あのポケットパークは商店街の管理じゃなかったんでしょかね。どういう形でこうなったんですか。

○議長（小池幸照君）

中川都市計画課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

このポケットパークはさくら通りのポケットパークではなくて、太陽の広場の需用費でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。1週間ばかり前に商店街の管理と聞いて何でかねと思いましたので、申しわけありません。はい、わかりました。

次に行きたいと思います。

ここには載っていない——私が探し切らんで、土木関係になるんですかね、昨年地震が起きて、鹿島の震度計が公式でないということで、震度計をちゃんとしたのをということで質問もしましたし、そのことについては私も文部科学省と気象庁とミーティングをして、どうしても必要だということで約束をしてもらいましたが、新聞には決まったと載りましたが、この予算には載らないんですが、そのまま設置をしていただくというのはもう本当に決まっているんでしょうか。予算書には、私が見きらんでおるのか知りませんが、載っていませんが。その辺はどうなんですか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

地震計の設置につきましては、担当の国の方の文部科学省になるかと思います。18年度の予算措置が決定したということで、私のところまで県の消防防災課の方から情報が入ってきておりますけど、実際の工事につきましては、国もしくは県の事業で実施されるものと思っております。そういうことで、鹿島市の予算には計上をいたしておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にしたいと思いますが、先ほどから浜の街なみの問題で出ておりましたが、先ほど谷口良隆議員の質問に対する御答弁の中で、財政の問題でお答えをいただいておりますが、財政が厳しい中でどうするかということでは、特別交付税が確実に入ってくるんだというようなお答えがありました。そこで私はちょっとお尋ねをしたいと思いますが、交付税今どんどん減らされてきておりますね。そういう中で、例えば、今まで決められた基準内の交付税に上乗せして特別交付税というのが来るのか、それとも、鹿島市だけで今ここまで減らされ続けている中で、これはこれとして、一般のは一般として、特別交付税だけは別枠ですよという形になるのか、まずその辺はどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

全体的に国の予算が削られていく中で特別交付税がどう算定されているのかという御質問にお答えをいたしたいと思います。

基本的に特別交付税につきましては、地方交付税全体で国の予算の中の6%を予算化されております。その6%の予算の中で基本的にルール分として、法律で明示されている部分がございます。そのあたりをずうっと積み上げて、それ以外でその特殊な団体の特殊財政事情、こういうものに対して交付されていくというものでございまして、まちなみ活性課長が申しました特別交付税につきましては、基本的には政令で上げられておりますルール分でございます。ですから、ルール分につきましては全体の国の予算の配分どうこうということじゃなくて算定はされると。ただ、国全体としては、その他の特殊財政事情、ルール分以外の部分で増減を大きくしていきますので、それはその時々での交付税の配分によって動いていくということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は非常に心配するわけですね。それでなくても大変な状況ですから、これが来ることによってほかの分で削られて、何遍も言いますが、40,000千円の金も出んような中で本当に何とかしていかなといかんわけですが、私は本当に今何を先にせんばなんかという問題があると思います。確かにこれは国の事業だということでここまで取り組んできて、地元の皆さん方の要求だということで進められてきておりますが、例えば、今こういう財政状況だから、とりあえずこの事業は一時据え置きをしますというようなことはできるんですか。本当に素人的な考えですが、その辺はどうなんですか。例えば、ほかのにお金を使わんといかんから、とりあえずはここは置いといて、もうしばらくしてから入れ込んでいきますというようなことができるんですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

それは可能だと思います。

先ほどのあれで、簡単に言えば、これは別にそれだけこの街なみのための特別交付税、簡単に言うぎ、別にちゃんとついていきますということです。

もう一つ、議会で申し上げていないかも知れませんが、平成17年度の特別交付税が約6億円というふうに私ども説明をしておりましたが、おかげさまで720,000千円来ました。一時は6億円も来んとじゃなかろうかと思うて心配しよりましたけど、今はほっとしているところです。

それから、財政の問題であります。この街なみ保存とのですね。結局、市の全体の行政運営に対する裏づけとして、財政計画というのは中期でやりますね、5カ年。結局、これを、じゃあ街なみの財政計画だけ20年も30年先もびしっと決めろと言われても、これは無理ですよ。というのが、一つは、今の御質問にも関係しますけど、そのときそのときで、例えば、来年度は修復ばする人、だれも候補者のおらんという場合は、これはしょうがないですよ。そがん場合もあり得るわけです。

それともう一つは、何年間でしなければいけないという事業じゃないんです。ほかのハード事業との一番の違いはそこなんですね。だからといって長くしていいということじゃありませんが、これは5カ年で仕上げますと、10億円かかりますと、平均すれば1年度2億円ずつですよと、こういうことなら、財政計画は組めますね。しかし、20年かかるか30年かかるか、長期です、これは。しかも、その年度年度でどれくらい賛同者がおられるかもわからないということで、でこぼこもあります。いわゆる市全体の中期財政計画というのもありながら、これが上位計画になりますから、その中の一部の街なみのための財政計画というものがこの市全体の中期財政計画を超えるものにはならないということであります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに、今取り組まれていて、早くしたいという要求もあるかも知れませんが、私は地元からの要求ありなしでなくて、今の状況ですからね、行政側としてもうちちょっとほかのにお金を回していこうじゃないかというような、私はそういう取り組みをぜひやっていただきたいと思うんですよ。そうしていかないと、私もいろいろ、今回骨格予算ですから、どこばどがん削ろうかなんて、自分一人で頭痛めたって出てくるはずがありませんが、本当に何度も申し上げますが、今日の状況の中で、やっぱり市民の人たちが直接自分たちの暮らしにかかわる面にどう市の財政が反映してくるか、そういうのを期待しているわけですよ。

だから、例えば、公園の整備だとか、こういう町並みだとか、いろんな必要だとわかっていても、自分たちの暮らしにかかわる問題について全くそういうのが反映されてこないどころか、先ほどから言っていますように、いろんな面で削られてくるというのを見ると、何でかいというような声が出るのは当然だと私は思います。

だから、そういう面でぜひ具体的にそういう形の取り組みをしていただきたいと思います。大体今年度、今骨格ということで予算は上がっておりませんが、大体ことしの予算は皆さんから要求が出た分の問題について対応していくという予算支出だけですか。ほかに何か関連しての事業で次の分が出てくるんですか、追加の場合。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

18年度の予算につきまして、まちなみ活性化の方の事業としまして、ほかの修復等について予算を組んでいるかということですが、先ほど申しましたように、19年度より事業実施を考えております。そのために準備といいますか、地域の方々の修理予防等を聞いてから、台帳が特に必要になってまいります。今後何年間という期間をかけてこの事業を進めますので、台帳作成というのが保存建物の台帳作成が必要になってきます。

それともう1点は、御存じのように、浜地区の中で密集しております。建物が密集しております、準防火地域ということで、現在の建物がほとんどが建築基準法以前に建てられた建物ですので、そこを不適格事項等を調査したいということで予算を今年度計上させていただいております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど言いましたように、具体的なものは当初では上げておりません。簡単に言いますと、認可を得るための準備ですね、この経費です。それで、一つ確認しておきたいことは、この

事業は単なる保存じゃないんですね。保存をする、このこと自体も大事です。しかし、このことと同時に、これをうまく活用して、そして、地域の活性化へつなげていくと、こういう積極的な事業なわけです。

私は何回も第4次総合計画の後期の部分の基本計画については、定住化というものが一つのキーワードになりますと。この定住化、それからもう一つは、交流人口の活用ですね、グリーンツーリズムとかブルーツーリズムとかあります。ここの街なみ保存をすることによってこういう交流人口の活用にもつなげていくと、こういう積極的な事業でありますので、単なる保存ということにお金を回しているということではございません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほど庄金地区の合意が不十分だというようなお話がございましたが、じゃあ八宿の方といいますかね、こちらの方の合意というのは今 100%とれたんですか。その状況をお知らせください。

○議長（小池幸照君）

松浦まちなみ活性課長。

○まちなみ活性課長（松浦 勉君）

八宿、中町の方の同意状況ということですがけれども、そちらの方も 100%とれている状況ではございません。ただ七十四、五%程度とれているんですけれども、基本的に街なみの保存はしっかりやらんといかんという認識は持っているという意見も多数聞いております。ただ、ちょっと財源、個人負担分がどうしてもということで保存に対する理解はしていただいておりますので、今後も同意率向上に努めていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今お示しいただいた数字ですがね、今になっていろいろ私もお話を聞いておりますと、合意をされた中にも本当に御無理なさって、周りがこうだから仕方ないというような形でしたとか、いろんな声が出ています。それから、本当に申しわけありません。ここにも一生懸命されている人がいらっしゃいますが、中心になつとんしゃっ人たちは、我が家はかからんもんねというような、そういう声だって出ているんですよ、正直なところね。だから、本当にその地域の人たちが一つになって、もう文字通り皆さんたちの納得のいく形の取り組みというのはこれからだって遅くないと思うんですよ。だから、やっぱり担当課の人は本当に大変だと思いますよ。こういうのは私はもっと前にでも知つとつたら、ちょっと待つかんやと言うたかもわかりませんが、本当にいろんな声が出ていますからね。だから、そういう面で

はこれからまた合意を上げていくというんじゃなくて、合意をされた人たちにも本当に理解をしていただくような対応をどうするかということが今から私は大事だと思うんですよ。その点について、ぜひお願いをしておきたいと思います。御答弁は要りませんが。

最後と言いましたが、もう1点だけ。

説明資料の1ページの今後の行財政運営の中で、基金全体でも一定の現在高を維持して、災害などの不測の緊急事態や、ますます厳しさが予想される今後の財政運営のために基金の積み立てをやっていくということでしょう。12年度からは取り崩しておりませんというようなことが書かれておりますが、確かに先のことも大事だと思いますが、それはもういつ災害があるかわからないというような状況もあります。そのときはそのときくさんと言うこんなんでしょうけど、今の市民の暮らしをどうしていくかということで、やっぱり基金を利用する分はすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の今基金を有効に活用して新たな施策のというような御趣旨の御質問だと思いますが、基本的に基金につきましては、すべて設置目的がございます。その設置目的に応じた形で運用しているわけございまして、そして、特に基金の性格といたしまして、少しずつ取り崩し始めればどんどん額が減っていくというようなことで、議員申されます経常的な新規施策にこの基金を充てながら運営していくというのは、財政上なかなか難しいところがあるんじゃないだろうかと。突発的な建設事業あたりで5年に1回ぐらいの需要に対してこの基金を使っていくと、そういった形での運用を今のところ財政としては考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

何かするときの建設基金などにはというようなことですが、今厳しかときやつけん、もう建設せんでよかとですよ、何かもう特別つくらばなんというのはね。今ある中でいかに運用し、いかに市民の暮らしに直接反映させるかということを私は考えていただきたいということをお願いして終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

質疑は一応これにてとどめ、議案第1号は各所管の常任委員会に分割して付託、議案第2号、議案第3号及び議案第7号は産業建設委員会に、議案第4号及び議案第5号は文教厚生委員会に、議案第6号は総務委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第３ 請願上程

○議長（小池幸照君）

次に、日程第３．請願上程であります。

お手元に配付の請願文書のとおり、12月定例会中途において受理した請願１件であります。

請願第３号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書は総務委員会に付託します。

これをもちまして、本日の日程を終了いたします。

明14日及び15日は文教厚生委員会、16日は総務委員会、産業建設委員会、17日は午後１時より総務委員会、産業建設委員会、18日から23日までの６日間は休会とし、次の会議は24日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時42分 散会